

○議長 玉城 勇君 これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

開議（午前10時00分）

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長 玉城 勇君 日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって12番 赤嶺奈津江議員、13番 大城 毅議員を指名します。

日程第2. 一般質問

○議長 玉城 勇君 日程第2. 一般質問を行います。それでは、通告書のとおり順次発言を許します。2番 新垣善之議員。

〔新垣善之議員 登壇〕

○2番 新垣善之君 おはようございます。早速、後にも4名の議員の皆さんが控えていますので、早速通告書どおり一括して質問し、答弁をいただいた後、再質問していきたいと思っております。

それでは大問1、原料価格高騰による農畜産業の支援策を問う。(1) 町内の農業、畜産業の現状を伺う。

(2) コロナ感染症、戦争がいつ終息するか分からない。長期的な支援は町単独予算では厳しいと考えます。是非国、県と一丸となって第1産業の維持、事業者の活力を見いだしてほしいがどうか。

大問2、部活動の段階的な地域移行に関する今後の計画を伺います。(1) 部活動を地域へ移行する今後の計画を伺う。(2) 総合型地域スポーツクラブを発足し、各種目指導者の登録や競技力向上の研修など拠点づくりをしてはどうか。

大問3、花・水・緑の大回廊公園の施設の充実を問う。(1) テニス、バスケットコート部分がまだ整備されていない。改善策はあるか。

大問4、河川改良事業、浚渫事業の進捗はどうなっているか。(1) 5月31日の豪雨により、土砂崩れや洪水など災害が発生した。短時間に大量の雨水を排水できる取組は進んでいるか。お願いします。

○議長 玉城 勇君 副町長。

○副町長 新垣吉紀君 おはようございます。では質問事項1点目、(1) についてお答えいたします。長期

化している新型コロナウイルス感染症の影響や原料価格高騰等で農業、畜産業とも非常に厳しい現状にあるというふうに考えております。

(2) についてです。原料価格高騰等による農業畜産業への影響は全国的な問題であり、国、県の動向を注視しながら支援策について情報収集を行っているところでございます。

質問事項3点目の(1)です。ドリームコート部分、これは現在のテニスコートでございますが、そこにつきましては別の利用も検討しながら整備をしております。またバスケットコート部分につきましては公園の長寿命化事業で整備をしていく予定でございます。

質問事項4点目です。宮平川は浚渫工事の1工区目を5月11日に契約し、工事着工に向けて準備中です。工事と並行して今年度は宮平川、手登根川流域の浸水被害に対してシミュレーションによる浸水解析を行い、浸水被害軽減対策の基本計画策定を予定しております。

○議長 玉城 勇君 教育長。

○教育長 金城郡浩君 質問事項2番目の(1)一部の部活動で外部コーチや部活動指導員を配置し活動を行っております。今後、国、県の動向を見ながら、学校、地域と話し合い、計画等を策定してまいります。

2番目の質問です。部活動を地域へ移行するための総合型地域スポーツクラブ制度を活用した各指導者の登録、競技力向上の研修など拠点づくりを調査、検討してまいります。

○議長 玉城 勇君 2番 新垣善之議員。

○2番 新垣善之君 それでは大問1の(1) 町内の農業、畜産業の現状ということで、私がこれのきっかけは同級生が酪農牛を営んでいるんですけども、

「ちょっと善之」と電話があって、「今のままではちょっと厳しいな」ということで、牧草も入ってこない、原料価格も、飼料代も上がっているし、牛乳も単価は市場で抑えられている、もしくは安価、安くなっているということで、収入はちょっと下がる、出ていく、支出の部分も結構大きくなっているということで、一緒に見てくれないかという相談で、やっぱりコロナの影響やウクライナのロシアとの紛争による飼料の、牛の食べるものが入ってこないということで高騰しているとあったんですけども、「オーケー、分かった」ということで調査してきました。組合のほうに行って、平成31年度の3月、令和2年度4月、5月と普通経年でやっている乳化単価と比べて、やはり落ちている。それは学校の、学校閉鎖であったり、学入の停止による安価、入荷が落ちているということがありました。今年度、令和3年度においても6月、8月においても例

年に比べて下がっているというのがあり、飼料の価格高騰については、令和2年度の四半期から、これは1トン当たり1,800円、令和3年度、1期、2期、3期、4期とあるんですけども、合計するとトン当たり約1万8,700円、自分たちではちょっと想像つかないんですけども、彼らにしたらこの1トン当たりの牛が食べていく量にすると、結構な額になるようで、それは令和元年、いろいろ計算式、ここでやるとこんがらがるので計算式は言いませんが、令和元年と今年、令和4年から1月から4月の飼料代、これを合計すると約4,300万円になると。これを令和元年度と比較すると約1,590万円になるんですね。それを町内に4酪農業者がいますので、それを4で割ると単純計算で390万円の一農家当たりの負担になってきます。約400万円ですね、もう。まだ価格は高騰していますので、一農家当たり負担が大きくなるし、今現在、海外からの観光客だったり、国内からの観光客があって、ホテルも牛乳を取りやすくなっているんですけども、やはり牛が食べる牧草に関しては、ウクライナは小麦を生産しているんですけども、これも航路を遮断されて、アメリカ、ほかの国々においては自国で食べるものを、牧草を小麦に転換するとなると、やはりもっともって牧草代の高騰にもつながりかねないし、そういった懸念が国際情勢によって我が国の第1次産業、自分たちが自分たちの胃袋を満たすというところで、今懸念がされているわけで、これによって昨日ですか、農水省では肉用牛の子牛の単価も支援していきましようということで、下落した分、県酪ではホルスタイン牛が4年前に比べて、4年前は10万円で売られていたのが今は3万円、約7万円の差額があると。肉用牛、雄に関しては、4年前は30万円あったのが今は12万円と。約3分の1ですね。肉用牛の雌にとっては20万円だったのが11万円とか。やはり3分の1、売れるものも売れない。そうすると飼料の質を下げているのか。でもやはり消費者は味にはうるさいので下げると品質が落ちる。そういった循環が今うまく行っていない。安い餌を使えばそれだけの牛乳の質になるし、やっぱりいい搾乳、牛乳を出そうとすると、その牛に合った飼料を提供するというのが生産者のことがあるんですけども、やはりそこをどうにか、組合の支援だけでは足りないと思うので、何かしら農水省であったり、そういった支援策は講じていく段階だと思うんですけども、だけど現場は支払もしないといけない、単価は下がる。延納願いも出したりとかやっているそうで、やはり本当にすぐほしいという思いがあるので町長最後に伺いますが、「はい」って言ってもらいたいんですけども、何と

言うんですか、国、県の支援を待つのではなくて、今、財調があるものから、例えば町単独で出せるものは出していかないと、この農畜産業の第1次産業を衰退させるというのは、自分たち今後、ウクライナ、ロシアがどれだけ長期化するかも分からないので、そういった国際の情勢を考えながら支援策を講じていかないと、一度廃業に追い込まれると、また再度申請するというのは、この南風原では都市化してきているので、僕はちょっと不可能に近いんじゃないかなと思うので、今ある業をなして生計を立てている生産者に対して何か、今じゃないかなと私は思うんですが、そこに予算をつけていかなければ、何と言うんですか、信頼関係というか、ほしいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長 玉城 勇君 産業振興課長。

○産業振興課長 松本仁志君 それではお答えします。昨日、みゆき議員のご質問にもお答えしたんですけども、現状として国や県の補助の状況、また飼料価格の上昇額等を把握した上でということで申し上げました。ただ、今、善之議員がおっしゃったように時間があまりないということも頭に入れております。なるべく早く状況を把握した上で、予算要求できるようなものが見つけられるように、こちらのほうも努力しているところであります。

○議長 玉城 勇君 2番 新垣善之議員。

○2番 新垣善之君 ありがとうございます。それでは(2)、現状は今、自分も話したとおりなので、農業に関しても飼料代だったり、除草代だったり、本当に原材料が上がっているということで皆さんも多分調査されていると思うので、また今後の調査もよろしくお願いします。

(2)ですが、これは今日の新聞にもありましたが、J A 沖縄中央会、J A おきなわ、沖縄県花卉園芸農業協同組合、沖縄県酪農農業協同組合、沖縄県養鶏農業協同組合、この5つの団体が今月初め頃だったか、国会議員の先生方に支援を要する要請書、昨日か、今日の新聞にも載っていたんですけど、この5団体が県にも支援の要請を出しているということで、やっぱり組合としてはどうにか国、県の支援、町の支援ということでなければ我々の第1次産業はちょっと厳しいぞということがあるので、我々沖縄県、日本国というのは島国であるので、この島国が自国の胃袋を満たすというのはちょっと厳しいので、そこら辺もしっかり第1次産業の生産者の方々を支える意味でも、早急な支援を私からもお願いします、要請しますので、是非今後とも早急にです、支援できるように頑張っていきたいと思います。

それでは大問2番ですが、部活動について、文科省は2025年度をめどに、今中学校と高校でやっている部活動を地域へおろしていきましょう。それは教職員の負担軽減を目的としてやるんですけども、その文科省はトップダウンでそうしなさいよ、じゃあ財源はどこって地域、市町村はそう思うんですけども、職員の5時から7時まで部活動をやっている。土日の部活動をやっているその時間とお金、財源はどこから持ってくるのというのは示されていないので、そこら辺も考えないといけないし、計画はまだおいてきた段階なので、どうなっているかというのものもあるし、今現在、そういった小学校、中学校に部活動指導員として派遣している方々が何名いるのか。そしてその方々に対して報酬はどれだけお支払いしているのか伺います。

○議長 玉城 勇君 学校教育課長。

○学校教育課長 宮良泰子さん お答えいたします。まず小学校への部活動指導員の配置はございません。中学校に、今年度は南星中学校に2名配置されております。ただ予算上は6名計上しております。南風原中学校のほうも今申請を行うということで確認は取れております。部活動指導員は時給900円の報酬を支払ってございます。以上です。

○議長 玉城 勇君 2番 新垣善之議員。

○2番 新垣善之君 ありがとうございます。やはり時給900円、それを教職員に担ってもらっている部活動の数と予算を考えないといけないので、そういった財源がどこにあるのかということで、(2)ですね、部活動を総合型地域スポーツクラブという制度があるので、そこを生かしてはどうか。南風原は陸上競技場があるので、そこを拠点としてクラブハウスをつくり、指導者を募って、そこから派遣していく。今現状、県内にもクラブはあるんですけども、やはり運営が厳しいということで聞いているんですけど、そこに例えば企業を誘致して、企業型でクラブの運営、派遣とすれば、小さな子どもたちから高齢者までの総合型スポーツクラブなので、子どもたちから大人までの健康づくり、もしくは競技力といったところで財源を確保していくというような取組もいいんじゃないかな。南風原町は名古屋グランパスを主として練習会場を設けておりますが、サッカーの企業でクラブを運営していくのかとすると、小さな子どもたちから高齢者までの運営になるので、そういったところで医療費の削減というのにもつながっていかないかな。それもインセンティブにどこか反映させて、健康づくりのまちづくり、子どもたちは競技力もあるんですけども、栄養学であったり、トレーニングであったり、ストレッチだったり、

いろんなことを学べてお互いウイン・ウインな関係になっていければいいと思うんですが、そこら辺も他都道府県でもされているのか、ちょっと自分は調べていませんが、そういった取組も企業を主体として財源確保であると、町としても負担はそんなにはないのでやっていいのかなと思うんですけども、そこら辺も調査とかをされているのでしょうか。

○議長 玉城 勇君 教育総務課長。

○教育総務課長 比嘉純子さん お答えいたします。総合型地域スポーツクラブとの、部活動との連携をしているところがモデルケースとしてございます。愛知県のほうにありますので、その取組のほうも参考にしながら、今後この部活動と地域総合型スポーツクラブがどのように連携して、子どもたちの充実、環境の充実、指導の充実につながるかを検討してまいりたいと思っております。

○議長 玉城 勇君 2番 新垣善之議員。

○2番 新垣善之君 まだ文科省が教職員の負担軽減のための施策を取ってはいるんですけど、今後のまだまだ計画になってくると思うので、町内のいい環境づくりができるように進めていけたらいいなと思います。

続きまして、大問3番ですが、これもここは自分もサイクリングでよく通るんですけども、やはりテニスコート部分がそのまま支柱が立てられていてというのがあるので、何か活用できたらいいなというのがあるとは思いますが、課長のほうにお伺いしましたら、芝生が養生できるのかとかいろいろテストもしているよということをお伺いして、公園の施設等、長寿化計画というので再整備を考えているよというのがあったんですけども、今年度1,442万円計上しているんですけど、これは全部の公園を調査だけなのか、整備まで入るのかお願いします。

○議長 玉城 勇君 都市整備課長。

○都市整備課長 桃原 健君 お答えします。今回の長寿化の調査については、令和4年、5年にかけて調査していきます。今回は令和4年で黄金森を主に調査します。令和5年に残りの公園をやっていく予定となっております。

○議長 玉城 勇君 2番 新垣善之議員。

○2番 新垣善之君 そのドリームコートの手前のスケートボードも結構オリンピック後はたくさんの方々が利用されていて、もうあふれるぐらいだったので、何に使ったらいいのか、例えばモトクロスのBMWのアクロバットのものがいいのか。いろんな調査をしながらやっていくと。そのほかにはドッグラン、前も言ったんですけども、ペットが大はしゃぎできるよ

うなところであったりとか、いろんなニーズを調査してやっていけると、もっと町民が活用できる施設になっていければいいなと思いますので、今年、来年に向けて調査、整備をよろしくお願いします。

続いて大きい4番目ですね、これは大志議員がたぐさんの項目を並べて質問していますので、自分なりに、今年度浚渫事業だったり、河川の改良事業の予算もついていますので、できれば毎年毎年のように短時間で記録的な大雨が降っている現状があります。やはり大雨が降ると、浸水する、冠水する周辺の住民は寝てもたってもいられない不安な状況であるので、そういった設計上の取組であったりとか早期の実現にしてほしいなと思います。1点だけ、自分は北丘校区に住んでいるんですけども、イオンから北丘小学校に向けての赤橋と言われている橋があるんですね、子どもたちが通学路に使っている橋があるんですけども、そのときはお昼だったので登下校に問題はなかったんですけども、その箇所も冠水していたのかというのとはどんなですか、分かりますでしょうか。

○議長 玉城 勇君 休憩します。
休憩（午前10時27分）
再開（午前10時27分）

○議長 玉城 勇君 再開します。まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 仲里 明君 お答えいたします。今回の大雨については、町内、県内含めて多大な冠水が発生しているということで、私たちも主要なところについては現状把握をしておりますけれども、今言った赤橋についての情報とかの把握については今のところしていないというような状況です。

○議長 玉城 勇君 2番 新垣善之議員。

○2番 新垣善之君 今回はお昼での豪雨だったので登下校には問題なかったんですけども、やはり小中学生の登下校路にもなっているもので、そういった安全対策、なっていて子どもたちは絶対通りたいんですよ、そういうときって。雨靴履いてでも。だからそういうところも流れていて、流されないような、ハード的な対策であったり、ソフト的と言え、こっちは危険だよというような、やっていると思うんですけども、これは近年にない、本当にもう豪雨、氾濫がありますので、そういったところにハード的な対応ができるように、今後とも進めてほしいなと思います。それでは私の質問を終わります。

○議長 玉城 勇君 お疲れさまでした。休憩します。
休憩（午前10時29分）
再開（午前10時31分）

○議長 玉城 勇君 再開します。

通告書のとおり順次発言を許します。6番 大城勇太議員。

〔大城勇太議員 登壇〕

○6番 大城勇太君 皆さん、改めましておはようございます。先日のみゆき議員と今日の善之議員ですね、畜産、そして農家の代弁をしてもらって、本当に皆さん厳しい中で頑張っていると思いますので、どうかいい方向に行くようお願いしたいと思います。6番大城勇太1期目最後の一般質問をさせていただきます。昨日から始まった一般質問ですけども、19期最後というのを聞いていると、この4年間、長いようでとても短く感じた4年間だったのかなというふうに思っております。まだまだ39歳ですので、20期、30期といけるように一生懸命頑張っていきたいと思います。しかし、この19期のことは19期で是非やり遂げたいというふうに思っておりますので、前向きなご答弁をどうぞよろしくお願いします。それでは一問一答でお願いします。

大きい1番、犬猫殺処分について。（1）本町の犬猫殺処分についての取組を伺う。（2）6月からマイクロチップの義務化が始まった。本町は現在飼っている方への助成の検討はないか伺います。お願いします。

○議長 玉城 勇君 副町長。

○副町長 新垣吉紀君 質問事項1点目、（1）についてお答えします。本町の犬猫殺処分につきましては、自治会を中心にさくらねこ事業の実施やホームページ、広報紙への掲載、ポスター、パンフレットによる啓発に取り組んでおります。

（2）についてです。犬猫の飼い主に対するマイクロチップ装着費用の助成につきましては、調査検討をしております。

○議長 玉城 勇君 6番 大城勇太議員。

○6番 大城勇太君 ご答弁ありがとうございます。再質問したいと思います。先週、先々週ですか、狂犬病のワクチンが行われたと思いますけれども、町内の犬猫の登録件数はどれぐらいあるのかお伺いします。

○議長 玉城 勇君 住民環境課長。

○住民環境課長 金城直子さん お答えします。まず、犬の登録件数は令和4年3月末現在で1,248匹になっております。また猫は登録制度がありませんので把握はしていません。以上です。

○議長 玉城 勇君 6番 大城勇太議員。

○6番 大城勇太君 ありがとうございます。犬は

1,248件とありましたが、過去3年間で町内でどのぐらいの犬が保護されたのか。そしてその中でどのぐらいの割合で飼い主に戻ったのかをお伺いしたいと思います。

○議長 玉城 勇君 住民環境課長。

○住民環境課長 金城直子さん お答えします。過去3年間、令和3年度から令和元年度の犬の保護件数と飼い主への引き取り件数をそれぞれ申し上げます。まず犬、令和3年度、保護24匹、引き取り12匹、続きまして令和2年度、保護18匹、引き取り11匹、最後に令和元年度、保護23匹、引き取り10匹となっております。以上です。

○議長 玉城 勇君 6番 大城勇太議員。

○6番 大城勇太君 ありがとうございます。この中で戻ったのが約半分ぐらいかなというふうに思いますが、戻った犬の中では登録番号がついていたのか、それとも飼い主が、自分たちの犬が、こんな犬が逃げたよとか、そういったものがあって引き取ったのかというのが分かればお願いします。

○議長 玉城 勇君 住民環境課長。

○住民環境課長 金城直子さん 手元の資料は、そこまですみませんが、登録しておりません。以上です。

○議長 玉城 勇君 6番 大城勇太議員。

○6番 大城勇太君 ありがとうございます。犬は登録する、首につけたりするのもあるかと思うので、結構戻ってくる、もし自分の犬がいなくなったら探す方もいるというふうにお聞きしました。

(2)の再質問に移らせていただきますが、6月1日からマイクロチップの義務化が始まりました。義務化されたのはブリーダーやペットショップなどの販売業者が対象になっていますが、今現在家庭で飼っている犬猫はマイクロチップが努力義務というふうになっています。しかし、努力義務といっても、是非マイクロチップを入れたいという相談が結構あってですね、この相談があるというのはなぜ入れたいのかというのをご存じでしょうか。

○議長 玉城 勇君 住民環境課長。

○住民環境課長 金城直子さん 今回この制度が始まったのは、今月6月1日付でマイクロチップ義務化が施行されております。これの大きな目的の一つとして、災害等で犬がいなくなったりした場合に、このマイクロチップのデータでもって飼い主に引き取りがスムーズに行くというのが大きな目的となっているというふうに認識しております。

○議長 玉城 勇君 6番 大城勇太議員。

○6番 大城勇太君 金城課長、正解ですね。やはり

このマイクロチップはハワイであれば10年前から義務化されて、登録をしないと家で飼えない。実際にマイクロチップが始まって義務化されたわけですがけれども、本土では1,000キロ離れた場所でも家に帰ったという事例があって、やはり家から間違っ、もしくは散歩中に逃がしてしまいました。今回も宮平川などで災害などがありましたけれども、どんなに気をつけていても離ればなれになってしまうことだってやっぱりあるんですね。そんなときにマイクロチップを付けていれば、そんな思いでマイクロチップを入れたいという相談が僕のほうにもあったのだと思います。先日町内の河川の氾濫がありました。もしかしたら、そのときに犬猫がいなくなったかもしれません。過去に、我が家は養豚業をしているんですけれども、二十数年前ですか、我が家のブーちゃんたちも河川が氾濫して数頭が離ればなれになりました。そうしたら警察の方から大城さん家のブーちゃん逃げていますよと、川で泳いでいるから迎えに来てくださいと。これ本当の話なんですよ。なぜかといいますと、我が家のブーちゃんは全部耳に番号がついているので、どこの農家の豚なのかというのがすぐ分かってですね、連絡があったということも今でも覚えています。やはりそれを犬猫として考えると。ペットはその飼い主にとってとても大きな存在なのです。毎日ご飯を一緒に食べて、共に遊び、共に笑い、時には叱ったり、けんかをする事だってあるでしょう。最近では伴侶動物、コンパニオンアニマルという言葉だってあって、長い間苦楽を共にしたペットは飼い主にとって家族同然なんです。その相棒とも呼べるペットが行方不明になったときに、家族の行方不明と同等ぐらい悲しい出来事であり、精神的にも大きな影響が出てしまうのは仕方のないことです。自分のことでも、他人のことでも決してペッロスではなくて、愛する家族を失ったときには人は後悔と絶望を感じます。何か救う方法があったのではないかな。幸せにしてあげられたかな。もっとうしてあげればよかったかなという後悔、今まで思い描いていた一緒に過ごしていく未来がもう二度とこないかもしれない。そういった自分の思い描く理想と決して変えることができないという現実のギャップから、やはり無力感と罪悪感でブロークンハートシンドロームといって、やはりストレス性心筋梗塞、たこつぼ心筋症、ペッロスで後追い自殺をする人が結構いるんですね。やはりそれをどうにかするのがこのマイクロチップが重要だと思いますが、町長、南風原町で3,000円でマイクロチップを埋めることができます。ちなみに名古屋市は2,000円の補助、横浜市は1,500円の補助、京都市は年間1,000

頭無料でマイクロチップを装着できます。本町も年間100頭でいい、そうすれば30万円で年間100頭にマイクロチップをただで埋めることができる。このマイクロチップの補助を、町長どうかやっていただけませんか。

○議長 玉城 勇君 町長。

○町長 赤嶺正之君 ただいまの勇太議員のご質問にお答えをいたします。私も犬を13年ほど飼っておいまして、亡くなったときは非常にさみしい思いをしたのを思い出しておりますので、考え方としては勇太議員と同じでございます。そういうことからしますと、このマイクロチップの義務化というのは本当に時宜を得たものだなというふうに思っておりますけれども、今まさに議員がおっしゃったように、そういう思いがあるのであれば、是非飼い主の方にはマイクロチップを装着していただきたいなというのが私の思いでございます。ただ、この思いと、これをまた補助していく事業としてはどんなのかというのはまた別でございます。これは町としましてはやるにしても優先順位をしっかりと説明できるように調査検討して、それから事業化ということになるかと思っておりますので、基本的にはペットへのマイクロチップ義務化への助成事業というものがどの程度優先順位として上にあるかというのを、我々にもう少し勉強する時間を与えていただきたいというふうに思っております。以上です。

○議長 玉城 勇君 6番 大城勇太議員。

○6番 大城勇太君 町長ありがとうございます。やはり家族同然と思っている方々もいますので、お年寄りが逃げたときに追いかけるか追いかけれないかも含めて、これからやっぱり6月1日から始まった事業ですので、しっかりと南風原町も調査研究していただいて、今後助成に向けてできるかどうかというものをやっていただけたらというふうに思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは大きい2番、コロナ禍における小学校の取組について、(1)コロナの影響や濃厚接触者、学級閉鎖等で授業を受けられなかった生徒への対応を伺う。

(2)タブレットの活用状況を伺う。よろしく願いします。

○議長 玉城 勇君 教育長。

○教育長 金城郡浩君 質問事項2についてお答えします。(1)のほうの質問、小中学校では課題配付、児童生徒用端末等を持ち帰らせての学習サイト等での家庭学習、またオンラインで授業を配信し授業へ参加させるなどの対応を行っております。

(2)でございます。各小中学校では、各教科で考えや意見を出し合う共同学習、調べ学習、生徒会活動

など様々な場面で活用しております。さらに学級閉鎖や学校へ登校できない児童生徒の学習や健康観察にも活用しております。

○議長 玉城 勇君 6番 大城勇太議員。

○6番 大城勇太君 ご答弁ありがとうございます。今の答弁内容では授業を受けられなかった子どもたちにサイト等での家庭学習ですね、オンラインで授業を配信して授業へ参加させるなどの対応を行っておりますとありますが、今現在、もし濃厚接触者になったので、今日学校をお休みしますと、濃厚接触者になったので今週は休ませてくださいという児童への対応ですね。その場合は学校にきて、タブレットを取りに来てください。学校に来て宿題を取りに来てくださいという方法を現在やっているのかどうか。実は自分が濃厚接触者になったときに、自分の子どもには来なかったんですね、タブレットを持ち帰るわけでもなく。せっかくGIGAスクール構想というものでタブレットの購入を2億7,000万円ぐらいかけてやっているわけですから、やはりこれはタブレットを最大限に活用して、学校に行けない子どもたち、授業確保方法とかもありますけれども、そういったものも含めて、最大限にこのタブレットを使って授業を子どもたちができるようにしてほしいというのがこの2番の趣旨ですので、実際にタブレットを持って帰って、学校の授業を受けている子どもというのは実際どのぐらいいるのか教えていただければと思います。

○議長 玉城 勇君 学校教育課長。

○学校教育課長 宮良泰子さん お答えいたします。実際、タブレットを持ち帰って、どのぐらいの子たちがという数についてはこちらでは把握してございません。学校によって、やはり今対応に差がございまして、その辺を教育委員会のほうで情報共有しながらこういう事例がありますよというふうに対応しているところでございます。なので濃厚接触者になって、タブレットを持ち帰らせられる場合もございますが、やはり濃厚接触者は外出禁止になっておりますので、そういう場合についてはタブレットというよりは教科書の何ページから何ページをやってくださいねとか、そういう連絡をしている場合もございます。場合によってはそれができない場合もございますけれども、そういう対応があります。あとオンラインの活用については、アカウントを全児童生徒に配付していますので、端末を必ずしも持ち帰らなくても、家庭のパソコンやスマートフォン等でログインしてということもできますので、その辺も教育委員会は一緒になって取り組んでまいりたいというふうと考えてございます。以上です。

○議長 玉城 勇君 6番 大城勇太議員。

○6番 大城勇太君 今現在、オンライン授業でアカウントを用いてやればできるというふうにおっしゃってございましたけれども、子どもたちはアカウントで、例えばパソコンがある、家にタブレットを持っている方がいれば、実際に毎日の授業というのは見ることができるんですか。

○議長 玉城 勇君 学校教育課長。

○学校教育課長 宮良泰子さん お答えいたします。今授業を、全ての授業を毎回公開しているということではございません。必要に応じて学校のほうで授業を配信しているという状況でございます。以上です。

○議長 玉城 勇君 6番 大城勇太議員。

○6番 大城勇太君 すみません、突っ込んだ質問なんですけれども、必要に応じてというのはどの、例えば今日は国語が大事なので今日は国語をやります。それとも今日はやらない日もあるのか。お願いします。

○議長 玉城 勇君 学校教育課長。

○学校教育課長 宮良泰子さん まずですね、例えば中学校によっては教科の先生によって配信している、していないの差があると思います。小学校については、学年だったりとかそこに差があるので、必ずしもやっていないというところはあります。この授業のオンライン配信については、今まず先に取り組んでいるのは不登校の児童生徒等で、学校のほうが取組が始まっている状況です。コロナ禍による学級閉鎖等というのは急に来ますので、今そこへの対応はまだ追いついていない場合と、可能なときにはすぐ対応しているんですが、追いつかない場合についてはやはりすぐ授業の公開ができないケースもございます。以上です。

○議長 玉城 勇君 6番 大城勇太議員。

○6番 大城勇太君 ありがとうございます。やはりこのコロナ禍ですので、すぐに突然、家族が熱を出した、37.5度以上の熱があれば学校への登校を控えてくださいというふうにありますので、もしかしたら学校へ行けなくてそのまま休まないといけなく、5日間休まないといけなくという場合もあるかと思いますが、やはりこのタブレットをどうにか活用して、不登校の子どもには使える。しかし、濃厚接触者になって学校に取りに行くこともできない方へは、できないというか、というわけではなくてですね、このオンライン授業を使って、せつかく学校内にもインターネットのWi-Fiも入っているんですから、それを活用してしっかりと子どもたちが授業を受けられるような形、どうしても子どもたちでも、自分の子どもが6年生なんですけれども、休んだときにはこれぐらいの宿題をやっ

てねと言っても、やっぱり家ではなかなか宿題というのでもできないですし、子どもたちに勉強させなければいけない時間帯に親がどうこう言ってもする子どももやはり多くはないと思うんですね。やはりこの授業を見るだけでも子どもたちは一緒に参加ができています。そういった思いも含めて、このGIGAスクール構想も含めてこのタブレット活用について含めてどうにかやっていただきたいと思っておりますので、どうにかこれを使うように活用できるような形で今後は進めていけたらなと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは大きい3番に移りたいと思っております。1期目4年間の一般質問を振り返って、(1)スポーツ、武道、文化、芸術などの県外派遣費の拡充を。(2)かぼちゃの日の制定を。(3)放置車両の進捗状況を伺う。(4)はえばる保育園前の安全喚起を伺う。(5)小中学校プール監視員の配置を伺う。お願いします。

○議長 玉城 勇君 教育長。

○教育長 金城郡浩君 質問事項3について、(1)についてお答えします。現在、県外派遣費については助成対象経費の5割を補助しており、拡充については令和元年8月に芸術分野も助成対象可能となる要項改正を行っております。

(5)の小中学校プール監視員についてです。今年度、小学校にプール管理人の配置を行っております。

○議長 玉城 勇君 副町長。

○副町長 新垣吉紀君 質問事項3点目の(2)についてお答えいたします。かぼちゃの日の制定につきましては、関係機関の総意が得られておらず、いまだ制定には至っておりません。

(3)でございます。これまで所有者へ車両の撤去について通知や訪問を実施してまいりましたが、いまだ撤去に至っておりません。引き続き車両撤去に向けて取り組んでまいります。

(4)です。安全喚起として、園の意向を伺い、ドライバーに注意を促す看板を設置しております。

○議長 玉城 勇君 6番 大城勇太議員。

○6番 大城勇太君 ご答弁ありがとうございます。まず(1)の再質問からしたいと思っておりますが、以前もこれは僕が一般質問でスポーツ、武道、文化、芸術などの県外派遣費の拡充をということで一般質問に取り上げました。現在、南風原町では航空運賃の5割を補助していますということなのですが、他市町村では、豊見城市の例で言えば航空運賃、そして宿泊費、そして朝、夜の宿泊込みの上限6,000円を補助する。南城市は航空運賃の半分と宿泊費の半分の補助するというふうな要綱がありました。やはりこれは沖縄県ですので、

実は私他県へ行ったときにはこういう補助がなくて、沖縄県独特の補助なのかなというふうに僕は感じましたが、やはり沖縄から県外へ行くわけですから、航空運賃だけでは足りない。やはり宿泊運賃、そしてそれから関わるそこからの移動費用、そういったものも含めて様々なものに対して経費はかかると思います。なのでどうしても航空運賃だけではなくて、他市町村に合わせた宿泊費半分までもどうか盛り込んでほしいと思いますが、この件についてはどうか宿泊費半分までは南風原町も他市町村に合わせてやっていきましようという考えがあるのか、ちょっと意見を聞かせてください。

○議長 玉城 勇君 生涯学習文化課長。

○生涯学習文化課長 野原 学君 お答えいたします。今ご質問にありましたように、宿泊費のある町村がありますが、南城市、それから豊見城市、あと近隣でありますと与那原町、それから糸満市などがございます。これについては南風原町の場合は一括交付金を活用しての事業でございます。近隣では主に南風原町のほうがこの交付金を活用した事業でございます、残りの近隣の町村については単費のほうで行ってございます。なのでこれについては南風原町も可能なのかということころは、まず調査いたしまして、進めていくべきものかと考えております。

○議長 玉城 勇君 6番 大城勇太議員。

○6番 大城勇太君 ありがとうございます。実際、南風原町は宿泊費の半分を出しているというふうにあります。今回コロナでなかなか行けなかった年もありますが、コロナ前にどのぐらいの宿泊の半分の費用を出していたのか分かればお伺いいたします。

○議長 玉城 勇君 生涯学習文化課長。

○生涯学習文化課長 野原 学君 航空運賃の半額でございますが、コロナ前、平成30年度の実績で41件、それから交付額実績額が252万6,000円を補助しております。

○議長 玉城 勇君 6番 大城勇太議員。

○6番 大城勇太君 これ252万円ですので、南城市とか豊見城市をお聞きすると、宿泊費を入れても五、六百万円ぐらいとお聞きしました。やはり南風原町ももう少し拡充してもいいのかな。子どもたちが部活を一生懸命頑張っていて、この県外派遣費のために街頭で募金するのをよく見るんですね。そういったものを見て、それよりも僕は募金をする暇があったら、もう少し練習して勝っていただきたい。そういう思いで、もうちょっと南風原町にはそういったものも出していただけないかなという趣旨なので、是非今後、

これは一括交付金を使ってやっているということですので、一般財源を使ってもそんなにかかる費用ではないと思いますので、やっぱり子どもたちのことも住みよいまちづくりを目指すのであれば、街頭募金をさせるのではなくてですね、親も負担になりますので、是非もう少し半分も出していただければ、もうちょっと楽にはなるかなと思いますので、是非これも次に持ち越しになるかとは思いますが、検討していただけたらというふうに思いますので、是非また質問しますので、よろしくをお願いします。

次に(2)かぼちゃの日の制定の制定に向けてですが、関係機関の総意が得られていないというふうにお聞きしますが、これは関係機関との協議が必要なのか、何かしらのものを、通らないとこの制定ができないのか。5月には、5月12日にはアセロラの日というふうに名護市がやりました。6月6日には、宮古島がオクラの日というふうに制定しました。やはりこれは南風原町も5月にカボチャ200キロを寄贈、もらってですね、カボチャスープを作って子どもたちにあげたというふうにありますので、やはり南風原町にはかぼちゃの日というものはどうしてもつくるべきだと思いますが、どうか関係機関の総意を得てできないのかどうか。前回は質問しましたが、それからどういうふうな形で関係機関とやり取りしたのかというふうにお聞きしたいと思います。

○議長 玉城 勇君 産業振興課長。

○産業振興課長 松本仁志君 お答えいたします。まず前回ご質問いただいたときにお答えしたのが、何かの日を制定する上では農家の方、そしてまたそれに携わるJAの方々、そういった方々が制定に向けて思いが一つになったときに検討を進めていく必要があるとお答えしております。前回勇太議員からご質問いただいた後に農業関係者の会議がございました。その中で町の特産品、農産物の日の制定についてご意見を伺ったときに、その時点でコロナ禍の影響等はあったと思います。そういったものを含めて確認をしたときにはよしやろうというような強いご意見はなかったということでございます。

○議長 玉城 勇君 6番 大城勇太議員。

○6番 大城勇太君 農家の意思もちろん大事だと思いますが、かぼちゃの日をつくるのに反対する人というのはまずいないと思うんですね。かぼちゃの日をつくるだけで、やはり子どもたちにもこの日はかぼちゃが一番出る時期だからかぼちゃの日が制定されましたよ。例えば7月15日はマンゴーが一番多くできるから、7月15日にはマンゴーの日が制定されましたよ。そう

いったものを南風原町として率先してやっていくべきだと思います。例えば何か会議があったら、かぼちゃの日をつくりましょうという会議があったのか、それとも何も出ないからかぼちゃの日を制定しないのか。やはりかぼちゃの日というものは、はえるんもカボチャですから、何かしらそれも含めてかぼちゃの日をつくっていただきたいと思いますが、これも持ち越しになりますか、再度ご答弁をお願いします。

○議長 玉城 勇君 産業振興課長。

○産業振興課長 松本仁志君 お答えいたします。もちろん私も産業振興課のほうでもかぼちゃは非常に重要な農産物だということは理解しております。今後も、先ほど言ったように、そういった思いが強まるような話が出るような協議の場をしっかりと持っていきたいと考えております。

○議長 玉城 勇君 6番 大城勇太議員。

○6番 大城勇太君 前回このかぼちゃの日の制定をと、議会広報紙に載ったときに、朝から農家の方から電話があつて、お前、カボチャのカも知らないのに、かぼちゃの日の制定をと訴えるぐらいであれば、まずカボチャの勉強会に参加してかぼちゃの出荷も手伝いに来いと連絡がありました。やはりカボチャ農家の思いも含めて、カボチャを自分も、確かにカボチャのカも分からないかもしれませんが、やはり津嘉山かぼちゃと言えば、全国でも美味しいよと思われるような、そしてかぼちゃの日がこの日にあるよ。そういったものが分かれば、やはりもうちょっと全国にも、そして販路拡大にも、そしてまたこの南風原町の方々にももっともっと親しみが湧くと思いますので、今後とも自分も含めて勉強してまいりますので、是非かぼちゃの日の制定を共に頑張っていきましょう。

それでは(3)の再質問をしたいと思います。放置車両の撤去について、やはり僕も与那原署の方々に立会いして、この軽自動車ですけれども、撤去に向けてどうしたらいいのかというふうになりました。やはり個人情報ですので、何も答えてはいただけませんが、間違いなくこの辺の方だなということだけはお聞きしました。やはりこのナンバープレートもついているわけですから、南風原町としてもどこの方とは分かるとは思いますが、もちろん転々として、もし車の登録の住所が南風原町であってももうここに住んでいないかもしれない。なかなか訪問とかをしてもいまだ撤去に至っていないと思いますが、いつまでも8年になりますので、どうしていくのかというものを含めて、何かしらのご意見があればお願いします。

○議長 玉城 勇君 住民環境課長。

○住民環境課長 金城直子さん お答えします。現在、与那原警察署に連絡、また所有者の調査、また所有者に撤去命令等の連絡を行った結果、撤去に向けて早急に対応してまいりたいと考えております。以上です。

○議長 玉城 勇君 6番 大城勇太議員。

○6番 大城勇太君 これはそのまま答弁内容でいいのか、それとも何かしらの進展があったのか。これは撤去しますよというふうになったのかどうか、再度答弁いただけますか。

○議長 玉城 勇君 住民環境課長。

○住民環境課長 金城直子さん 直近なんですけど、町の顧問弁護士に確認を取ったところ、問題がないという回答がいただけましたので、撤去に向けて早急に対応してまいりたいと考えております。以上です。

○議長 玉城 勇君 6番 大城勇太議員。

○6番 大城勇太君 ありがとうございます。なかなか長い年月置かれていたわけですから、今状況であれば、周りにポールも立てられて、バンパーも落ちて、このバンパーも車の上に置かれている状況ですので、台風が来てバンパーがどこに飛んでいくかも分からない。子どもたちに被害が起きるかもしれない。周りの住民環境に被害が起きるかもしれないので、早急な撤去をよろしくお願いしたいと思います。顧問弁護士のほうが問題ないということですので、次、この質問が上がることはないとは思いますが、早急な対応をお願いしたいと思います。

(4) はえはる保育園前の安全喚起を伺うのですが、以前にもこの質問をしたときには看板を設置しますということで、南風原保育園の前のほうに看板を設置していただきました。飛び出しに注意してくださいという看板ですけれども、現在もこのはえはる保育園前には電柱のほうに反対から、右から来ても左から来ても見えるように電柱のほうに両方やっていただきました。ですが、この電柱よりも門は10メートル前にあるんですね——10メートル先にあるんですね、この看板が。普通であれば門よりも前にあるべき看板なのかなというふうに思いますが、電柱がこの先にはないんですよ。看板を立てることができなくて、何かしらの、門よりも後にこの看板があるものですから、10メートル先に、やっぱり何かしら見えない、まだ安全ではないのかなというふうに僕は思っていますが、やはりこの地区にはあと1園保育園もあるわけですから、このキッズゾーン対策だったり、ゾーン30だと規制がかかってなかなか難しい、キッズゾーンにしても難しいとは思いますが、看板だけではなくて、この辺は園児が歩きますよという何かしらの路面標記みたいなのができないのか

お聞きしたいと思います。

○議長 玉城 勇君 まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 仲里 明君 お答えいたします。現在、この件については関係機関とも連携を踏っているところでございますけれども、今言ったような路面標示については、さらに関係機関との協議調整をしながら、検討をできるのかどうかについては判断していきたいと思っております。

○議長 玉城 勇君 6番 大城勇太議員。

○6番 大城勇太君 ありがとうございます。キッズゾーンの路面標記だと子ども課なのかなというふうに思いましたけれども、キッズゾーンにも国が指定されたこの補助金メニューというのもあるので、ここはキッズゾーンですよというものの自体の標記をどうにかできないのかなと思いますが、子ども課としての意見をお聞きしたいと思います。

○議長 玉城 勇君 こども課長。

○こども課長 儀間博嗣君 お答えいたします。地域の一定のエリアの交通安全の確保という部分は、道路の速度規制などいろいろ方法等がありますが、キッズゾーンの目的については、やはり保育所等の周辺の道路におけるそこでの注意喚起ということで目的が定義されているところでありますが、保育所等のほうからこのキッズゾーンの設定についてというような要望というものはございませんで、あくまで今質問にあったとおり、前面道路の交通安全という部分の話は伺っております。以上です。

○議長 玉城 勇君 6番 大城勇太議員。

○6番 大城勇太君 前面の道路安全というのは、この道を安全対策をしてくださという話なのか、例えばキッズゾーンではなくてもグリーンラインを引いてくださいという話なのか、何かしらやってくださいという園からのご要望があったのか。

○議長 玉城 勇君 こども課長。

○こども課長 儀間博嗣君 お答えいたします。当園の施設の特徴として、駐車場が設けられておりまして、そこから保育園の入り口のほうに、敷地内を通過して、保育園の入り口のほうに出入りをするわけですが、この駐車場から保育園に行くまでの敷地内のほうは、前面道路に面している状況であるものですから、そのほうで保護者が手をつないで、ちゃんと建物内に連れていくということを原則としているところなんです。やはり子どもたちにおいては、親の手を、目をそらしたすきに道に飛び出すことがあるかもしれない。そこは園のほうも非常に気をつけていて、保護者のほうにそういった注意喚起をしているところであるし、植栽

などにおいて、園児が道路側に飛び出さないようにということもしているんですが、併せて車のほうも速度を落としてもらえれば助かりますというような話がありましたので、前面道路の側道について注意喚起という内容となっております。

○議長 玉城 勇君 6番 大城勇太議員。

○6番 大城勇太君 ありがとうございます。やはり小さい子を抱えて、各保育園施設そうだと思うんですけども、親が鍵を締めないといけないんですね。となると、片手は必ずしも子どもの手を握っているわけではない。片手は子どもを抱えて、もう一人の子どもは、その前に鍵も閉めないといけないので、やはりちょっとしたすきに子どもが飛び出してしまうということもある。やはりそういったものはですね、町ができることと言ったら注意喚起だったり、グリーンベルトだったり、いろいろなものが、様々なものがあるかなと思いますが、何かしらの対策を今後はやっぱり検討していくべきだというふうに思いますので、またこれも持ち越しにはなりますけれども、また再度やっていきますので、是非よろしくお聞きしたいと思います。

続いて(5)小学校プール監視員ですが、今回からまた小学校のプール授業が始まりました。3年前に小学校の先生から相談があって、この授業の休みの合間にプールの水質検査はなかなか時間が取れないということもありました。そういったものはプールの監視員も含めてつけてくださいということだったので、今回、小学校のプールの管理人の配置を行ったということですので、本当にありがとうございます。ちょっとお聞きしたいんですけども、全小中学校にプールの監視員をつけたのか、それをお伺いしたいと思います。

○議長 玉城 勇君 学校教育課長。

○学校教育課長 宮良泰子さん お答えいたします。

4小学校のうち、南風原小学校のプール管理人のほうで募集はしておりますが見つかってございません。北丘小学校に関しては2学期の実施ですので、そちらに向けて募集をしております。以上でございます。

○議長 玉城 勇君 6番 大城勇太議員。

○6番 大城勇太君 ありがとうございます。やはり先生1人だと様々なものも全て把握できる、見られない部分もあるかと思いますが、やはりこれは以前も監視員というものがありましたので、また再度復活したということとはとてもすばらしいものだというふうに思いますが、これも継続していけるようにしていただけたらと思っております。

これで私の一般質問は終わりますが、この4年間、

様々な僕のががままに答えていただいております。また次も頑張ってきて、皆様とここでお会いできるのを楽しみにしていますので、どうぞよろしくお願いして一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長 玉城 勇君 お疲れさまでした。休憩します。
休憩（午前11時14分）
再開（午前11時25分）

○議長 玉城 勇君 再開します。

通告書のとおり順次発言を許します。3番 岡崎 晋議員。

〔岡崎 晋議員 登壇〕

○3番 岡崎 晋君 冒頭に改めてロシアのウクライナ侵攻を強く非難し、犠牲になった人々のご冥福を祈り、一日も早くウクライナに平和が戻り、滞留している穀物、資源の輸出と物流が再開し、飢え死にする人々がなくなるよう、そして世界経済が元に戻るようプーチン大統領に強く訴えます。

それから赤嶺町長の2期目、新たな4年間のスタート、そして新垣副町長のご就任、金城教育長のご就任、4月に桃原都市整備課長、6月に与那嶺教育部長、玉那覇企画財政課長、ご昇任改めておめでとうございます。ここにいらっしゃる三役の皆さん、管理職の皆さんがこれからの私たち議会と一緒に活発に議論を交わしながら、南風原町のさらなる発展のためにお力を発揮されることを期待いたします。質問に入らせていただきます。

まず1番目の大きな質問から答弁いただいて、再質問させていただきます。さて、第3次財政健全化計画が今年度で終了し、来る10月に町長から来年度の予算方針が示されて本格的な予算編成に入るまで、もうこのような機会はありません。このようなことを踏まえた上で質問させていただきます。大きな1番目、町長の2期目の約束と行政運営について。(1)から(8)まで。(1)自治会の力を町の発展にどう生かしていきますか。(2)、その前に広報はえばるの6月号に赤嶺町長の2期目の約束が特集で紹介されました。7つの約束がありまして、その1つ目、2つ目に平和なまちづくり、教育文化のまちづくりがうたわれています。それで新教育長に何を期待されますか。(3)介護医療費抑制と高齢者の健康促進のためにもシルバー人材センターが是非必要ではないでしょうか。(4)国民健康保険税をどうしますか。(5)町民が議会活動を知る一番有効な議会だよりは、令和元年5月以来、24ページ

から12ページに減り、議員の政務活動費も同年4月から3分の1に減額されてきました。これをどう考えますか。(6)近隣及び県内類似自治体並びにその人口と比べ、本町の議員報酬の現状はどうでしょうか。議員の自覚と責務をさらに高めるためにも改善すべきと考えますがどうですか。(7)土地利用見直しも町長は2期目の約束の中でうたわれています。土地利用見直しで本町の農用地はどれだけ減っていきますか。(8)東新川の市街化区域への見直しとまちづくりの要請はどうなっていますか。ご答弁をお願いします。

○議長 玉城 勇君 町長。

○町長 赤嶺正之君 岡崎議員のご質問にお答えをいたします。まず質問事項1番目、(1)、(2)につきましては、私のほうから答弁いたしますけれども、残りのご質問につきましては副町長以下、担当部課長から答弁をさせていただきます。まず(1)の自治会の件でございますけれども、自治会は明るく住みよい地域づくりや、地域の様々な課題解決などの役割を担い、本町の発展に大きく貢献していると考えております。町のさらなる発展のためには、自治会の皆様のご理解、ご協力が不可欠だと考えておりますので、引き続き自治会との連携を密にして本町のまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

(2)のご質問でございますが、新教育長へは、まちづくりの指針となる第5次南風原町総合計画の推進と、沖縄陸軍病院南風原壕群の活用や子ども平和学習交流事業など、私が令和4年度施政方針で示した取組について、着実に遂行していくものと期待をいたしております。以上でございます。

○議長 玉城 勇君 副町長。

○副町長 新垣吉紀君 (3)についてお答えいたします。シルバー人材センターで行われている業務につきましては、すぐやる班等の3事業で実施していることから、現時点では設置については考えておりません。

(4)についてです。本町の国民健康保険特別会計の収支状況や、県が示す標準保険税率及び保険税率の統一に向けた動向等を基に、税率改正について検討をしてまいります。

(5)についてであります。財政健全化計画の取組については、町民及び議員の皆様にご理解とご協力をいただき感謝を申し上げます。議会だよりの創意工夫による発刊、政務活動費減額などの取組により財政状況は着実に改善されており、一定の成果はあったものだと考えております。

(6)についてです。県内の類似団体の議員報酬を調査したところ、現状では本町の議員報酬が低い状況

となっております。今後、特別職報酬等審議会に諮るなど、改定に向けて検討してまいります。

(7) についてです。南風原町都市計画マスタープランの土地利用の基本方針では、農用地区域は今後も維持、保全に努める方針を定めております。

(8) についてです。市街化区域編入につきましては、沖縄県都市計画運用指針の中で計画的な市街化が確実に見込まれる区域であることが条件とされており、現時点で東新川区を市街化区域へ編入することは困難と考えております。まちづくりにつきましては、都市計画マスタープランで計画的誘導地区として位置づけ、需要に対し適切な誘導を図る方針を掲げております。これまで地域及び関係地権者と都市計画の制度や事業手法等について意見交換会を重ねており、引き続き土地利用の転換に向けて検討してまいります。

○議長 玉城 勇君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 どうもありがとうございます。それでは再質問させていただきます。まず1番目の自治会をどのようにして生かしていくか。町長の力強いお言葉ありがとうございます。私はこれまで自治会を元気にしてほしいということを繰り返し訴えてまいりました。現在の自治会は、一番元気であろうと言われている老人会、この老人会さえも毎年なくなりそうなところがあります、16の老人会、役員のみならず手もなくようやく落ち着いたと、毎年繰り返されているようです。あるいはPTA、私が驚くような大きな自治会もPTAが休止している、子ども育成会も休止している。そのような自治会が衰退していく中で、私はこれまでも訴えてきたように、自治会の力をもっと生かすべきじゃないかということをお訴えしてまいりました。この自治会が元気になるようにしていくためにはどのようにしていくべきか。月2回の区長会の中だけでは限界があるんじゃないかなと思ったりします。あるいはその区町会をもっと生かす方策もその中にはいろいろあるんじゃないかと思えます。例えば新川で言えば、今肩身が狭いんですが、区長のなり手がいない。PTA、子ども育成会が休止して久しい。民生委員、児童委員のなり手もなかなか出てこないという難しいところですが、例えば公園の管理も町から指定を受けております。その覚書というんですか、契約書、覚書でしたか。その中には例えば公園の作業などに当たって事故が起きた場合どうするのかということは一切うたわれておりません。自治会長役員の人たちが町の事務委託を受けて動き回る際、ポスター貼り、広報配り、その他の仕事をしていくときに事故に遭ったらどうなるんだろう。あるいは公民館の使用は、今自治会に一

任されているようです。ここまでというガイドラインがコロナが起きた当初のように示されておりません。公民館の使用などで何か問題が起きた場合には、区民に訴えられるようなことがあったりした場合には、私たちは自治会長や自治会を守ることができるでしょうか。私たちとあえて言うのは、まちづくり基本条例でまちづくりを進めるに当たって最高規範である基本条例で町というのは、前にも話したように、皆さん行政側と私たち議会なんです。町というのは皆さんだけではないです。両方で町なんです。ですから、私たちはそういう自治会を守っていきたい、何か問題が起きたら顧問弁護士を紹介しただけでは済まないと思います。これについては特に再答弁を求めません。

(2) 新教育長への町長のご期待、先ほど伺いましたので、改めてまた教育長に伺っていききたいと思えます。

(3) の介護医療費抑制と高齢者の健康促進のためにもシルバー人材センターが是非必要ではないか。しかし、お答えはすぐやる班などの3事業でやっているので設置は考えていない。すぐやる班の3事業というのは何でしょうか、もう一度教えてください。

○議長 玉城 勇君 産業振興課長。

○産業振興課長 松本仁志君 それでは3事業についてお答えいたします。まず道路管理、公園管理等を行っているすぐやる班の業務、そしてワークプラザ南風へ委託している資源ごみ及び粗大ごみの回収業務、町社協で実施している一般的な家庭等からへの依頼に基づいた草刈り清掃等、日常的なサポートを行うまちづくりサポートセンターの業務となっております。

○議長 玉城 勇君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 3月定例会で、新垣善之議員もシルバー人材センターについて取り上げたと思います。そのときにお答えになった民生部長、町民の健康増進あるいは医療費の抑制、介護費の抑制の先頭に立つべき民生部長のお答えが全く後ろ向きであったのには私本当にがっかりしました。シルバー人材センターが設立することによって、高齢者の健康増進、あるいは医療費の抑制、介護費の抑制につながるというお考えはありませんか。

○議長 玉城 勇君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 お答えいたします。まず1点目のシルバー人材センターの設立については、これまでも経済建設部、それから我々も答弁してきたとおりでございます。シルバー人材センターそのものの設立については、南風原町においてはこれまで答弁したとおりの理由でもって設置については考えていない

という状況でございます。高齢者の健康づくり、介護費の抑制等も含めた健康づくり、そういった部分に関しましては、本町はしっかり介護予防事業等取り組んでおりますので、健康づくり、その結果介護費の抑制にもつながる部分も出てくると思いますので、町民の健康長寿を目指して、これまでどおりしっかり取り組んでいるこの介護予防事業の充実ですね、そういった部分で健康づくりに取り組んでまいりたいと思います。

○議長 玉城 勇君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 これまでやっていることで、多分事足りているというお答えだったと思うんですが、私の認識はまたかなり違います。医療費、介護費は増えていくのはこれからも続くし、これを抑えていかなきゃいけないだろう。今まででいいとは思いません。

近隣、もう少し離れてもいいんですが、最近シルバー人材センターが発足された事例がありますけれども、どこでなのか、その人口がどれだけのなかご存じですか。

○議長 玉城 勇君 産業振興課長。

○産業振興課長 松本仁志君 お答えいたします。県内のシルバー人材センターの設置状況ですね、41市町村中17市町村ということは認識しておりますが、先ほど岡崎議員が話された最近設置されたところについては把握しておりません。

○議長 玉城 勇君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 それでは私をご紹介します。北中城村で3月に発足しました。その人口は1万7,886名、我が南風原町はその約2.3倍の人口がおります。すぐ近くのお隣の与那原町だけがまだございません。与那原町と我が南風原町にだけシルバー人材センターがないのはなぜだろう。どなたかお答えいただけますか。

○議長 玉城 勇君 産業振興課長。

○産業振興課長 松本仁志君 お答えいたします。シルバー人材センターの業務に関しましては、道路や公園の管理、資源ごみの回収等の公共的な業務と一般的な家庭からの日常的な依頼、草刈り、家の清掃等があります。本町ではこれを道路や公園の管理等を台風経過後等、緊急時に対応できるすぐやる班が、また資源ごみや粗大ごみの回収を授産施設であるワークプラザ南風が、そして一般的な家庭等からの日常的な依頼等をまちづくりサポートセンターが実施しております。そういったことからの業務が重複しますシルバー人材センターの設置ではなく、既存の事業をしっかり行っているところであります。

○議長 玉城 勇君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 これも残念ながら私と認識が大

分違います。すぐやる班の仕事ぶりについては、個人については申し上げませんが、その皆さん方の仕事ぶりについては町民の声も届いています、あれでいいのかという声も届いています。それからワークプラザ南風については、私が思うに、そこの利用者は南風原町民だけではありません。町内外の方も利用しています。そういう施設が今言われたような資源ごみの回収、分別を行っております。南風原町だけが、そこが南風原町のために大いに役立っているとはちょっと認識が違うと思います。これまで何名の議員の方々がこのシルバー人材センターについて取り上げてこられたでしょうか。

○議長 玉城 勇君 休憩します。

休憩 (午前11時45分)

再開 (午前11時45分)

○議長 玉城 勇君 再開します。3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 多分お答えできないと思います。多くの議員が取り上げてこられたと思います。その必要があるから取り上げてきたんだと思います。私たちは諦めずに皆様にこれを求め続けていきます。旧態依然とした考え方という言葉がありますね、やり方。それを前にもおっしゃいましたスクラップ・アンド・ビルド、それは是非必要じゃないかなと思います。

次、(4)の国民健康保険税をどうするか。税率改正について検討していきますというお答えです。前は幾ら引き上げたんでしょうか、年間で。

○議長 玉城 勇君 国保年金課長。

○国保年金課長 高良星一郎君 岡崎 晋議員のご質問にお答えします。幾ら上げたかでございますが、決算で保険税の増額を見ますと、約5,100万円の税収が増額しております。1人当たりに換算しますと約6,000円になります。以上です。

○議長 玉城 勇君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 この国民健康保険税については、以前にも知念議員もこのままずっと一般会計から繰り入れを続けるべきではないとおっしゃったと思います。これまでに一般会計からの繰り入れ、いわゆる補填は幾らほどになっていますか。

○議長 玉城 勇君 国保年金課長。

○国保年金課長 高良星一郎君 お答えします。平成20年度から令和3年度まで合計14年間でおよそ28億円繰り入れております。

○議長 玉城 勇君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 国民健康保険のために一般会計から14年間で28億円を繰り入れたということで間違い

ないんですね。はい。いろいろな考え方があると思いますが、私自身はですね、1回目引き上げたときにさらなる引き上げが必要だということは議会議員の皆さんも説明を受けております。いろんな考え方があると思いますが、私自身もこれは致し方ないことなのかなと考えます。対象者となる方々に痛みを強いることとなりますが、そういう勇気も町としては必要かなと思います。低所得者など軽減対象となる方々、あるいは町民への説明を十分に尽くして、軽減対象となる方々への措置もしっかりして検討していただきたいというふうに考えます。

次(5)議会だよりが令和元年5月から24ページから12ページに減りました。政務活動費も同じ年4月から3分の1に減って現在に至っております。今年度で終わるものと考えていますが、財政健全に一定の成果はあったというお答えです。なかったということは私も申し上げます。しかし、その一方で町民の皆様が議会の活動、町政を知る広報だけで十分だとは思いませんが、特に議会だよりについて申し上げているので、議会だよりで私たちの活動、議会の活動を知るのに情報が十分だったのかなという思いは強くいたします。前にも取り上げましたが、議会はネットで中継されていると言いますが、どれだけの方がネットをご覧になったか、それは正確に把握できない。なぜかという、1秒でもタッチするとそれは1回に数えられる。以前にも正確に把握できないというお答えでした。一番有効なんですよ、議会だよりは、各戸に配布されるから、みんながゆっくり見ることができる。それが12ページに、半分になってきました。是非早く元に戻るよう期待しております。

次(6)の近隣の類似自治体及びその人口と比べて私たちの議員報酬はどうでしょうか。議員の皆さんがサボっているとは私自身含めて言いませんが、さらにその自覚とその責任を高めるためにも引き上げていただくべきじゃないかと考えて申し上げます。類似のところと比べて低い状況となっていますというお答えです。まずこれについて伺います——伺うというよりも、毎年町村議会議長会が発行する公式資料で皆さんご覧になっていると思いますけれども、私が見たところでは一番低いと思っているんですが、どうでしょうか。

○議長 玉城 勇君 総務課長。

○総務課長 仲村兼一君 お答えいたします。議員おっしゃるとおり、昨年令和3年7月1日現在の町村議会実態調査、そちらのほうを確認したところ人口2万人以上の町村、類似団体、北谷町、読谷村、西原町、

八重瀬町、南風原町、5町村ありますが、その中では一番低い額となっております。

○議長 玉城 勇君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 今後特別職報酬等審議会に諮るなど、改定に向けて検討してまいりますというお答えでした。この審議会というのはどういうものでしょうか。

○議長 玉城 勇君 総務課長。

○総務課長 仲村兼一君 お答えいたします。議員報酬、町三役の給料等、そういった給料に関する額を、条例を議会のほうに提出する場合には、特別職報酬等の審議会に意見を聞くとなっております。そういったところで議員等の報酬等の額を審議するための審議会となっております。

○議長 玉城 勇君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 時間の都合でこれ以上深くは伺いませんが、新年度からは改善されるように期待しております。

(7)の土地利用について、マスタープランの土地利用の基本方針では農用地区域も今後維持保全に努めると、これは前回は私——前回じゃない。その前にも同じお答えをいただいております。私自身が農家の生まれなので、畑について特に気になるのでこういう伺い方をしていますが、この質問の裏には、その奥には町長がおっしゃる土地利用をさらにしっかり進めていくに当たって、例えばこれまで高層の建物が建てられないところに高層マンションがどんどん建てられるようになっていきはしないか。地権者に当然開発の権利があります。それをむやみに押さえるという意味ではありませんが、高層のマンションが町内にどんどんできて、前にも増えた景観条例に照らしてどうなんだろうと。昨日もありました田園都市として南風原町はどうなんだろうとか。将来、市への移行ということもあります。町長のおっしゃっている土地利用をさらに進めるという意味がこの中だけではしっかり受け止められないんですけれども、私が危惧する土地利用見直しによって至るところに高層マンションができていくということは今後あり得るのでしょうか。

○議長 玉城 勇君 まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 仲里 明君 それではお答えします。今議員がおっしゃることについては、高層マンションが乱立するんじゃないかという懸念も含めてだと思っておりますけれども、町の土地利用については、市街化区域とかあとは市街化調整区域というふうな用途をちゃんと定めて適正に配置を誘導していくというふうな規制をしております。なので今議員がおつ

しゃるような高層マンションが建ち並ぶというふうな状況ではなくて、確実に増えている要素はあるとは思いますが、それに応じた用途の中でそういった建ち並びが将来的には進んでいくだろうなというふうには推測はしております。

○議長 玉城 勇君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 土地利用見直しに際しても、是非秩序あるまちづくりに心がけて今後もいただきたいと思っております。

(8)の東新川の市街化区域への見直しとまちづくりについての質問ですが、この見直しについては非常に難しいということは地元の皆さんもよく理解しておられるようです、かなり難しいところだと。しかし、まちづくりについては南風原町もきつと協力、力を貸していただけるものだと私は思っています。町長に伺いたいんですが、周辺地区を含めて東新川にはこれまでごみの最終処分場とかごみ焼却炉の建設とか、あるいは今も続くごみ搬入などで大きな負担をかけてきた、かけているという認識はおありでしょうか。

○議長 玉城 勇君 町長。

○町長 赤嶺正之君 ただいまのご質問にお答えいたします。ごみ処理施設があるということで新川地区の皆様に負担をかけているかというような、そういった認識があるかという趣旨のご質問だと思いますけれども、やはりこれだけの都市施設でございますので、地域の皆さん方に何の負担もかけていないというふうなことではないと思っております。それなりに負担はかけていると思っておりますけれども、町としてそういった都市施設を受け入れるといいますか、整備をするというふうなことをそれなりの時間をかけて議論いたしまして、いろいろと意見、議論百出でございましたけれども、新川地区のほうに整備できたというようなことでございまして、それが今の状況だというふうに認識をいたしております。その都市施設をつくったために、新川のほうが全然発展しないんですよというふうな意識ではなくてですね、ご負担をかけるというのは分かっていたんですけれども、町民の皆さん方全員で議論をして、議会でも議論をしまして施設を整備したということでございますので、そのようにご理解をお願いしたいと思います。以上です。

○議長 玉城 勇君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 その経緯は私も否定しません。ただこれまでに、特に東新川の皆さんに大きな負担をかけてきた、そして今も負担をかけているという認識はお持ちでしょうかというふうに伺っております。

○議長 玉城 勇君 町長。

○町長 赤嶺正之君 ただいまのご質問によりますと、白か黒かという結論を求めているようでございますけれども、私はこの件に関しましては、この施設が整備される時点までにいろいろと町としても、あるいはまた地域としましても議論をしてきたというふうに認識をいたしております。そのために還元施設なり、あるいはまた迷惑料とか、そういったふうなものも過去には話があります、過去にはそういったこともありましたけれども、これを皆で乗り越えてその都市施設を整備したというふうなことで、その後また新たに地域の皆様方に負担をかけているかというようなこととなりますと、これはもう見解の相違かもしれませんけれども、私は議員がおっしゃるような、目に見えた負担をかけているというふうなことはないというふうな私の認識でございます。以上です。

○議長 玉城 勇君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 白か黒かというふうには私は求めているわけではなくて、認識が違う、多分お答えしにくいところだと思うんですけども、東新川のまちづくりに南風原町は今後も力を注いでいただきたい。後回しにしないでいただきたいという思いでこの件を取り上げております。また別の機会でもよろしく申し上げます。1番目の質問を終わります。

2番目の新教育長に問う。休憩をお願いします、議長。

○議長 玉城 勇君 休憩します。

休憩 (午後0時02分)

再開 (午後1時09分)

○議長 玉城 勇君 再開します。

午前中に引き続き、一般質問を続けてまいりたいと思っております。3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 議長、休憩をお願いします。

○議長 玉城 勇君 休憩します。

休憩 (午後1時09分)

再開 (午後1時11分)

○議長 玉城 勇君 再開します。3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 大きな2番の質問で、金城新教育長に問います。(1)教職員の労働環境改善にどう取り組んでいきますか。まず伺います。

○議長 玉城 勇君 休憩します。

休憩 (午後1時11分)

再開 (午後1時11分)

○議長 玉城 勇君 再開します。3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 (2)去る5月に「復帰50周年

わたしたちが「日本」に帰ったとき」が南風原文化センターで開催されたいきさつとその評価を伺います。

(3) 幼稚園を含む小中学校における平和教育に向けての抱負を伺います。まず(1)についてお答えください、お願いします。

○議長 玉城 勇君 休憩します。
休憩(午後1時12分)
再開(午後1時12分)

○議長 玉城 勇君 再開します。教育長。

○教育長 金城郡浩君 それでは質問事項2のほうの(1)にお答えいたします。教職員の労働環境の改善に向けては、校務の電子システム化や人的サポート、産業医による専門的な助言など、学校長と共に継続して取り組んでまいります。

(2)についてです。南風原文化センターの基本理念の中に、「戦後、焦土と化した南風原の復興はゼロからのスタートでもあった。それは文化の復興であった。そして今日、平和で住みよい文化田園都市づくりをめざしている。」とあり、開館当初から沖縄戦後史企画展を開催しております。今回も含めて参観された多くの方々から評価を得ているものだと考えております。

(3)です。町立小中学校では平和教育を年間指導計画に位置づけ取り組んでおります。特に6月は、各学校とも平和月間として、発達段階に合わせて絵本の読み聞かせや戦争体験者による講話、平和集会等を実施しているところです。今後も町内にある施設や地域人材等を活用し、多くの立場、他人の立場を理解し思いやりの心、寛大な心を持つなど子どもたちの育成のために、学校長と共に平和教育に取り組んでまいります。

○議長 玉城 勇君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 どうもありがとうございました。教職員の労働環境改善に向けては電子化システムとか人的サポート、産業医による専門的な助言などを学校長と共に継続していくというお答えでした。ありがとうございます。子どもたちは元気な先生に教わりたい。担任になっていただきたい。元気でない先生に教わる子どもたちは非常に残念ですよね。元気な先生でいていただきたい。その元気な先生方の環境をどのように整えていくかという質問なんですけれども、現在、教職員の定員状況はどうでしょうか。

○議長 玉城 勇君 学校教育課長。

○学校教育課長 宮良泰子さん お答えいたします。各学校の教職員定員につきましては、沖縄県のほうで示している定員について今配置がございます。以上です。

○議長 玉城 勇君 休憩します。
休憩(午後1時16分)
再開(午後1時16分)

○議長 玉城 勇君 再開します。学校教育課長。

○学校教育課長 宮良泰子さん お答えいたします。現在の学校では、まず小中学校6校全体において、初任者が研修に行くための初任者の非常勤講師ですね、初任者が研修に行っている間に授業に入る非常勤講師が3名不足しております。それ以外に児童生徒加配ということで、加配等の教職員が2名不足している状況でございます。それに加えて6月に入りまして、病休職の先生が1人出ましたので、そちらの補充を今沖縄県のほうにこちらから申請しております、そちらの補充の配置待ちをしている状況でございます。以上となります。

○議長 玉城 勇君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 ありがとうございます。先生方の不足が大きく報じられたのは、まだつい最近のことです。我が南風原町においても今お答えいただいたように定員が十分に満たされていない。それに加えて特別支援員なども恒常的に採用してもなかなか集まらないということも続いていると思います。そのような学校現場で、これまで負担が大きかった学校のPCR検査、学校現場に非常に大きな負担になっていると聞きましたが、それはPCR検査は今後どのようになって、今までどうであったか、そして今後どのようになっていくのでしょうか。

○議長 玉城 勇君 学校教育課長。

○学校教育課長 宮良泰子さん お答えいたします。以前の学校PCRに関しましては、例えばクラスから1人陽性の子が出たとします。その子を中心にクラス単位、グループ単位で学校PCRというものを実施しまして、学校のほうでPCR検査用のキット、容器を配付して、それを回収して委託事業者に持たせるというような作業が発生しておりました。先週末に県のほうから通知が来まして、正式には今週届いておりますが、今後この小中学校における学校PCRにつきましては、学校で今までPCRの容器等を回収していたものをせず、沖縄県の接触者PCR検査センターのほうに直接保護者の方が連絡して行っていただいて、こちらで検査をしてくださいというような形で変更点の通知がございました。以上でございます。

○議長 玉城 勇君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 ありがとうございます。つい昨日の午後のテレビのニュースでそのことを知りました。保護者の方々の負担がどれだけ増えていくのかは気に

なりますが、学校現場の容器の配付、回収、ラベル貼りとかそういうのが大変だったと聞いておりました。是非、今いらっしゃる主事お2人も含め、皆様頑張ってください。お願いします。

それから(2)の質問で、文化センターでのイベントは展示期間、開催期間が延長されたんですが、どうして延長されたんですか。いつからいつまでで、どれだけ延長されましたか。

○議長 玉城 勇君 生涯学習文化課長。

○生涯学習文化課長 野原 学君 わたしたちが「日本」に帰ったときの企画展でございますが、4月23日から当初は5月17日までの予定が、5月29日までの12日間延長してございます。延長した理由につきましては、参観した方々から非常に好評をいただいているということの声を聞いての延長でございます。

○議長 玉城 勇君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 ありがとうございます。壁いっぱいの手作りの資料、年表などを作られて大変な作業だったと思います。これまでの教育長や教育部長のご指導のたまものだったんじゃないかと思いますが、5月15日に開催された子どもたちのワークショップは、どのようないきさつであのワークショップが開かれたんですか。

○議長 玉城 勇君 生涯学習文化課長。

○生涯学習文化課長 野原 学君 今回の企画展について説明を行っていましたが、3月に開催されました南風原文化センター企画運営委員会において、委員の中から子どもたちも関わらせる内容もあったほうがよいのではないかという意見もございまして、その意見も取り入れまして、子どもたちのワークショップを開催したという経緯がございます。

○議長 玉城 勇君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 私もその5月15日のワークショップを外から見学させていただいて、とてもすばらしいものだと思います。保護者の皆さんもグループディスカッションのサポートの中に入られて、先生方、そして企画員の皆さん、センターの皆さん、みんなサポートして子どもたちに戦争だけじゃなくて、復帰について語らせて、それを発表させたということは非常にすばらしかったと思います。本当によかったと思います。この評価についてというよりも、このことを取り上げた報道はどのようなものだったかご存知ですか。その後。

○議長 玉城 勇君 生涯学習文化課長。

○生涯学習文化課長 野原 学君 お答えいたします。

報道については県内2紙の新聞掲載のほか、県内のテレビ放送局が報道をいたしております。その中で報じられているものについては、児童の意見として、安心して夢や生活を実現できる、十分な資源があり、次世代につながるようにしないといけないなどの意見があったという報道がございました。以上です。

○議長 玉城 勇君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 あのディスカッションの様子は、私は見逃しましたが、当日の夜にもNHKの全国放送で紹介された。その後、また「あさイチ」でも報道されているのを私は見ました。大きな波紋を呼んだと思っています。皆様本当にご苦労様だったと思います。ありがとうございます。教科書検定が進んできて、道德教科書のパン屋さんとかケーキ屋さんを和菓子屋さんに書き換えさせるとか、検定書き換えに応じない出版会社が倒産に追い込まれるとか、そういうふうにして我々が知らないうちにじわりじわり歴史教科書、道德の本が書き換えられてきています。多くの国民が、知らない国民も多いと思います。真っさらな子どもたちはそれをまともに学びますよね。それが安倍前総理がおっしゃる思い通りの大人に育っていく、そのような現実を拝見して今の質問を伺っています。是非文化センターや生涯学習などについてはですね、今後も、もちろん学校現場においてもそうですけれども、平和についての子どもたちへの学習をしっかりと学びを続けさせていっていただきたいと思います。

最後に(3)の教育長の抱負を伺いますが、私たちがこの質問書を出した翌日に教育長の所信表明がございました。私はあの所信表明を伺って胸が熱くなりました。本当は今日の答弁でもあの所信表明をもっと盛りだくさんに盛り込んでいただきたいんですけども、先ほど申し上げたように新しい体制で是非南風原町の学校現場だけじゃなくて、社会教育も含め、平和な町を維持していただきたいと思いますが、もう一度、教育長のお言葉をいただきたいと思います。お願いします。

○議長 玉城 勇君 教育長。

○教育長 金城郡浩君 ありがとうございます。力一杯、できる限り頑張ってまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長 玉城 勇君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 ありがとうございます。是非よろしく申し上げます。以上です。

○議長 玉城 勇君 お疲れさまでした。休憩します。
休憩 (午後1時27分)
再開 (午後1時29分)

○議長 玉城 勇君 再開します。

通告書のとおり順次発言を許します。7番 大城 勝議員。

〔大城 勝議員 登壇〕

○7番 大城 勝君 声がこもるかもしれませんがけれども、はっきりお話ししますのでよくお聞きください。7番議員大城 勝です。32回目の一般質問に立たせてもらいます。8か年ですから、1年4回で四八、三十二で32回に間違いはないですね。じゃあ、これから大きな質問2つ申し上げます。

問い1、コロナ禍での健康管理、(1)特定健診結果から平成30年度とコロナ禍の令和2年度、3年度を比較すると、どのような所見が見られるか。

問い2、照屋橋について。(1)5月31日午後、沖縄南部一帯に大雨警報が発令され、照屋橋下では、その排水能力を超えた河川水があふれ出し、一時路上や隣家の庭に河川水があふれ出るという河川洪水が起きた。その件についてどう捉えているかを問う。(2)新橋の工法、予算規模、それに工期を問う。(3)工法に河川洪水の起こらない方式を取り入れ、一日も早い照屋橋の対策を望むがいかがか。以上を質問いたします。よろしくをお願いします。

○議長 玉城 勇君 副町長。

○副町長 新垣吉紀君 質問事項1点目の(1)についてお答えいたします。平成30年度と令和2年度、3年度を比較すると、内臓肥満に関する検査項目等で有所見率が高くなっております。

質問事項2の(1)についてでございます。記録的な短時間降雨によりあふれ出たというふうに考えております。

(2)についてです。工法は、さや管工法、予算額は約2,100万円、工期は令和3年11月25日着工で、令和4年5月26日検査完了となっております。

(3)についてです。早めに対策の検討を行ってまいります。

○議長 玉城 勇君 7番 大城 勝議員。

○7番 大城 勝君 答弁ありがとうございました。特定健診結果から平成30年度とコロナ禍の令和2年度、3年度を比較するとどのような所見が見られるかと質問しました。特定健診結果を平成30年度と令和2年度を比較すると有所見率、所見があったという意味の率ですけども、それが高くなっているとの、去年の9月議会でしたか、私への一般質問の答弁がありました。つまりコロナ禍の前後で特定健診結果に違いがあると

した去年の状況から1年近く経過しましたが、その後の新たな状況にどのような所見が見られるかです。新型コロナウイルス感染拡大により、まだまだ自粛生活が続いていることから、身体機能の低下が特定健診の結果に反映するであろうことは容易に考えられます。

コロナ禍においては国民全体が今までとは違った生活形態を強いられています。そのような生活を送る中で、生活習慣病と言われる高血圧症や脂質異常症、高尿酸血症、それに糖尿病や腎臓病など、持病のある方はどのような変化が起きているか。今回の私の質問の意図は、長引くコロナ禍の中で町民の身体的面から特別健診の項目を使って病気の形を洗い出し、どのように保健行政に結びつけられるかです。ところで私の質問は、特定健診結果から平成30年度とコロナ禍の令和2年度の一昨年と去年、令和3年度と比較するとどのような所見が見られるかでした。答弁の内容は、平成30年度と令和2年度、3年度を比較すると、内臓肥満に関する検査項目などで有所見率が高くなっておりますという答弁でした。そこで再質問です。内臓肥満に関する検査項目とはどういう項目を指すのか教えてください。

○議長 玉城 勇君 国保年金課長。

○国保年金課長 高良星一郎君 大城 勝議員のご質問にお答えします。今回、内臓肥満に関する検査項目としまして、BMI、腹囲、中性脂肪等々がございませぬ。以上です。

○議長 玉城 勇君 7番 大城 勝議員。

○7番 大城 勝君 ちょっと聞きそびれましたけれども、BM……。

○議長 玉城 勇君 休憩します。

休憩 (午後1時36分)

再開 (午後1時36分)

○議長 玉城 勇君 再開します。7番 大城 勝議員。

○7番 大城 勝君 答弁ありがとうございました。幾つかの、3つぐらい、体重とか腹囲とかそういったところにまたがっているということですよ。さて、私は今まで保健行政分野に特に関心を示してまいりました。検査と笑いで南風原町を住みよいまちにしたいという思いを、議員活動の根底に置いて頑張ってきたつもりです。執行部におかれましては、今後とも町民の健康、保健の在り方に工夫を凝らした行政運営を推し進めていただきたいと思います。ここで一言いただきたい。

○議長 玉城 勇君 国保年金課長。

○国保年金課長 高良星一郎君 お答えします。勝議員がおっしゃるように、私たちもこれからも、また今

までと同様に日々研鑽を積んで、新しい知見等を取り入れて町民の健康づくりに邁進していきたいと考えております。以上です。

○議長 玉城 勇君 7番 大城 勝議員。

○7番 大城 勝君 町長いかがですか。今の、同じ質問ですけれども。

○議長 玉城 勇君 町長。

○町長 赤嶺正之君 大城 勝議員のご質問にお答えいたします。やはり議員ご指摘のとおり、我々は健康が第一でございますので、いろんな保健事業を通して、町民の皆さんの健康の維持増進に努めてまいりたいと思っております。そして町民の皆さんが健康で、明るく、毎日を楽しく過ごせるようなまちづくりと言いますか、それを目指して頑張りたいと思っております。ありがとうございます。

○議長 玉城 勇君 7番 大城 勝議員。

○7番 大城 勝君 どうもありがとうございました。これで問い1に関しては終わります。

次、問い2、照屋橋について。答弁ありがとうございました。再質問をいたします。(1)5月31日午後、沖縄南部一帯に大雨警報が発令され、照屋橋下では、その排水能力を超えた河川水があふれ出し、一時路上や隣家の庭に河川水があふれ出るという河川洪水が起きた。その件についてどう捉えているかを問いました。照屋橋が新橋になる前の大雨のときでさえ、路地のブロック塀1段の高さまで浸水することはなかったと聞きます。今回の新橋に阻まれあふれ出た河川水が大量で橋の上の道路面を流れ去るのを目の当たりにした多くの住民は驚きと不安の声でいっぱいです。安心で安全な橋ができたと喜んだのもつかの間、記録的な大雨であったとはいえ大洪水になったのです。河川の近隣の住民のみならず、照屋区民は町の河川行政に疑問を呈せずにはいられません。河川からあふれ出た水は道路面を流れ、排水路へと続き低地帯にある家屋が床上浸水をしています。ここで再質問ですが、そのことを確認していますか。どのように対応したかを教えてください。

○議長 玉城 勇君 都市整備課長。

○都市整備課長 桃原 健君 お答えいたします。当日、職員が現場で確認しております。対応につきましては、床上浸水した方へ総務課と調整を行い、避難所の案内をいたしました。また夕方に再度訪問した際には電気の復旧を確認しております。以上です。

○議長 玉城 勇君 7番 大城 勝議員。

○7番 大城 勝君 それなりの対応はされたということで理解していいわけですね。そのときの降雨量と

言えば、隣の南城市で1時間110ミリという驚異的な雨量です。南風原地域はどうであったかということですが、その辺をどのように理解していますか。

○議長 玉城 勇君 都市整備課長。

○都市整備課長 桃原 健君 質問にお答えいたします。気象庁のデータによりますと、1時間当たり99.5ミリの雨が降ったこととなっております。以上です。

○議長 玉城 勇君 7番 大城 勝議員。

○7番 大城 勝君 南城市が110ミリで、南風原町は99.5ミリというところの、これも驚異的な数字だと見ていいと思いますけれども、短時間に驚異的な降り方はそう頻繁にはないかもしれません。でも現実に起こっています。それに合わせた対策は必要だと思います。次、(2)に行きます。

(2)新橋の工法、予算規模、工期を問う。質問しました。工法の中に答弁でさや管工法とあるんですが、何ですかそれは。ちょっと教えてください。

○議長 玉城 勇君 都市整備課長。

○都市整備課長 桃原 健君 お答えいたします。さや管工法とは、既存の構造物を利用して管を設置する工法となっております。

○議長 玉城 勇君 7番 大城 勝議員。

○7番 大城 勝君 これは照屋橋に関しては特殊なやり方だったのでしょうか。普通やられているやり方ですか。

○議長 玉城 勇君 都市整備課長。

○都市整備課長 桃原 健君 特殊というものでもありません。さや管工法という工法自体もいろいろのっていますので、ということです。

○議長 玉城 勇君 7番 大城 勝議員。

○7番 大城 勝君 それでは照屋新橋の排水能力を問いますので教えてください。橋の単位面積当たりの河川水の排水量に比べて、新橋の排水量はどうかだったか、その辺を教えてください。

○議長 玉城 勇君 都市整備課長。

○都市整備課長 桃原 健君 流域計算上の排水量を確保するようにしております。

○議長 玉城 勇君 7番 大城 勝議員。

○7番 大城 勝君 この照屋橋の位置する場所というのは、南風原町の本部区から照屋区へ直線的に進入する河川構造になっているんですね。ですから周辺が一旦雨になれば照屋橋に集中する格好なんです。さきの工法でさや管工法が適当だったのかどうか私にはちょっと分かりませんが、それを適当とみなしたところに難しさがあったのかなという疑問が湧きます。照屋橋の工法や工事経過を見ると、予算額という

のは2,100万円でしたね。そういった予算額ありきで事が進められ、河川の安全面はないがしろにされたのではないかと疑いたくもなります。その辺はいかがですか。

○議長 玉城 勇君 都市整備課長。

○都市整備課長 桃原 健君 まず最初に、この工法、いろいろ工法を検討しましてそれでこの金額というのが決まりますので、この工法をするためにこの予算という考え方ではありません。以上です。

○議長 玉城 勇君 7番 大城 勝議員。

○7番 大城 勝君 照屋新橋の排水能力を超えた河川水量が河川の氾濫を起こしたのは、僕は間違いないと思うんですよ。それについてどう思いますか。

○議長 玉城 勇君 都市整備課長。

○都市整備課長 桃原 健君 議員のおっしゃったとおり、記録的な短時間降雨によってあふれ出たと思っております。

○議長 玉城 勇君 7番 大城 勝議員。

○7番 大城 勝君 (3)工法に河川洪水の起こらない方式を取り入れ、一日も早い照屋橋の対策を望むのがいかかかと質問しました。答弁は、早めに対策の検討を行っていくということでしたけれども、そこはどんな対策が打たれるのか。多分また検討中だということでお答えできませんでしょうけれども、大体の流れというのは分かるんですか。どういった方法でやれば、どう行くだということ、分かる範囲でいいですのでお答えください。

○議長 玉城 勇君 都市整備課長。

○都市整備課長 桃原 健君 お答えいたします。現在、すぐできる方法として下流側というんですか、200号線の下流のほうの側溝蓋をグレーチング等に変えて、まずそれを水がたまらないようにやっております。あとこの橋の工法の排水については、まだ検討中ですので、まだどういう方向に進むかまだ決まっておりません。

○議長 玉城 勇君 7番 大城 勝議員。

○7番 大城 勝君 沖縄地方の梅雨はいつ明けるかわからない、いつ雨が降るかもわからない。そういったもので、その検討をなるべく短めに検討してくださいね。早く手を打つようなやり方でよろしくお願ひします。今回の照屋橋の氾濫については、その河口の沿線地域だけではなく、照屋区全体が大きな不安を感じています。安心安全な新橋の誕生を望みながら、つい数日前、5月27日が引き渡しですので、事が起こったのは5月31日、4日後ですね。つい数日前に工事を終え立派な橋ができたことと喜んだのもつかの間の出来事

です。これでは照屋区民の照屋橋に対する心情を思うとき、そこにいかに驚異的な気象現象が生じたとはいえ、本町の河川に対する行政の在り方に疑問を抱きます。今回は13名の一般質問で5名の議員が大雨災害に触れています。初日は浦崎議員が触れました。あと明日も触れる方もいますかね。これは13名の中で5名ということは、町に河川行政に本腰を入れ対応してくれとの表れだと私は思いますが、町執行部のお考えを伺いたい。

○議長 玉城 勇君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城克彦君 議員おっしゃるとおり、雨で水があふれて、個人の財産を脅かすようなことがないように、今は宮平川とか浚渫工事、そして宮平川の浸水対策のシミュレーション解析とか、照屋橋もありましたけれども、担当課のほうとしてはまた応急的にどのような形で対応できるか検討していますので、議員おっしゃるように早め早めの対策を取るよう予算もつけていただいていますので、そのように早めに行えるように取り組めるような形でやっていきます。以上です。

○議長 玉城 勇君 7番 大城 勝議員。

○7番 大城 勝君 部長どうもありがとうございます。最後に町政を預かる町長のほうに、今の河川行政に関して、一言お答えください。

○議長 玉城 勇君 町長。

○町長 赤嶺正之君 それではただいまの大城勝議員のご質問にお答えいたします。まず、このたび5月31日の大雨によりまして、被害を受けられた町民の皆さんに心からお見舞いを申し上げたいと思います。ただいまこの浸水対策に関しましては、基本的には担当部長からありましたとおりでございますけれども、町といたしましても一遍に河川の整備、あるいは排水溝の整備とかというのはなかなか難しい状況でございます。町といたしましては、計画的に下水道処理あるいはまた排水溝の整備等々をやっているわけでございますけれども、ご承知のように照屋地区におきましても雨水幹線を手がけてもう3年ないし4年ぐらひかけて照屋地区の雨水幹線の整備をやっているところでございまして、計画的に整備をしていくということをご理解いただきたいと思います。前回の5月31日に関しましては、議員ご指摘のとおり記録的な大雨といえますが、99.5ミリの1時間雨量があったというようなこととございまして、設計のほうも確認いたしましたけれども、もともとの排水量は処理できる形で設計はしたというふうに担当のものから報告を受けております。しかし、いかんせん99.5ミリというような瞬間的な大

雨でございましたので、能力が、キャパが足りなかったというようなことかなと思っております。そういうことで実際、現実には冠水が起きているわけですから、議員ご指摘のとおり、その件に関しましては早いスピード感を持って対応策といいますか、それを導き出し検討して方法を考え出してくれというようなことで、翌日31日、先週ですか、担当の者に指示をしたところでございます。そういうことで今日、明日というわけにはいきませんが、スピード感を持って対策を立てていきますので、是非ご理解をお願いしたいと思っております。以上です。

○議長 玉城 勇君 7番 大城 勝議員。

○7番 大城 勝君 どうもありがとうございました。河川行政というのは非常に大事な、南風原町は海がないだけけれども、川はあるという。川が怒ってしまったら、この前のような洪水が起こってしまうんだということを肝に銘じて、執行部の方たちもその辺をよく考えられて、町行政を頑張ってください。これで私の一般質問を終わります。

○議長 玉城 勇君 お疲れさまでした。休憩します。
休憩（午後1時54分）
再開（午後2時05分）

○議長 玉城 勇君 再開します。

通告書のとおり順次発言を許します。11番 宮城清政議員。

〔宮城清政議員 登壇〕

○11番 宮城清政君 それでは一般質問を行います。今回は1点だけ行いたいと思います。土地利用についてでございます。まず、(1)照屋地区区画整理事業の進捗状況を伺います。(2)南風原町都市計画マスタープランの中で、本部後原・奥俣原地区は複合機能集積エリアと位置づけ、工業系の土地利用を想定して住宅地と調和した市街地環境の形成を図っております。ただこの地区は、大部分が農振農用地となっております。今後どのように取り込まれるか。お伺いします。(3)、さっきの本部後原地区の一部は農用地を除外されております。そこで物流総合効率化法を用いて企業誘致ができないかどうかお伺いします。よろしくお願ひします。

○議長 玉城 勇君 副町長。

○副町長 新垣吉紀君 質問事項1点目の(1)についてお答えいたします。照屋地区につきましては、令和4年3月10日に準備組合が設立されました。現在、準備組合と業務代行予定者で協議を進めており、協定

書締結後、具体的に測量、設計、事業計画の作成に向けて取り組むと伺っております。

(2)についてです。本部後原・奥又原地区については、大部分が農用地区域となっております。市街地環境の整備を図る一般的な手法としては、土地区画整理事業等により、事業化が確実な区域として市街化区域編入が想定されますが、その実現に向けては地域、関係地権者の意見や機運の高まりが必要であると考えています。

(3)についてであります。企業誘致の可能性については、物流総合効率化法、また関係法令である都市計画法及び農地法等の確認を含め、今後、関係機関と協議が必要だと考えております。以上です。

○議長 玉城 勇君 11番 宮城清政議員。

○11番 宮城清政君 ありがとうございます。まず順を追って再質問を行います。(1)、やっとなんと言いますか、3月10日に準備組合が設立されたということでございます。ちょっとお伺いしたいのは、これまで準備組合までたどりついたんですけども、その間、一番最初から役場としての関わりといいますか、役割、どのようにして組合方式の区画整理をしようとか、これに決めた経緯と言うんですか、地権者から言われてそういう取組になったのか。役場から指導というか、そういう方向に持っていく方でやってきたのか、今日までというか、設立までの経緯を分かりやすく説明してもらいたいです。

○議長 玉城 勇君 まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 仲里 明君 お答えいたします。私も発足当時というか、組合を設立するまでの過程の中で、当初の段階については携わっていることではございませんけれども、手法については、まず地権者からまちづくりについての相談をある程度受けた段階で、町としてはその辺の区画整理事業の仕組みとかそういったものを支援をしながら、これまで来た経緯がございます。まず地権者の機運の高まりというんでしょうか、そういった協力体制の中でどの手法で行きますかということもご相談を受けながら、町としてはどんなサポートができるかどうか、まずは土地区画整理事業についての説明とかその他の民間の開発とか、いろんな勉強会を開催した経緯がございます。そういった中で、今現在、そういった区画整理事業に向けて進みつつあるというような状況でございます。簡単ではありませんけれども、そのような状況でございます。

○議長 玉城 勇君 11番 宮城清政議員。

○11番 宮城清政君 これはやはりどのような形で最初お話が持ち上がったのかということは、なかなかす

ぐは応答できないと思うんですが、総合計画の中で地区計画がありましたので、その辺もこれは自動車道の南地区ということで、その辺の土地利用の中での話になったのかなということは感じますけれども、すみません、ちょっと勉強不足で、準備組合と協定書の締結が次にあると、それからスタートするというイメージで受け取ったんですけども、この準備組合、本当に素人考えで、組合ではなくて最初は準備組合、次の段階がまたあるのかなと思うんですが、その辺どうですか。

○議長 玉城 勇君 まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 仲里 明君 現在、照屋地区については、当初は発起人会からスタートしております。あとは土地区画整理法の中での準備組合設立をしているという状況で、今後についてはさらにステップアップというんでしょうか、組合の設立を目指して取り組んでいると。それが令和6年発足に向けて取り組んでいる状況でございます。

○議長 玉城 勇君 11番 宮城清政議員。

○11番 宮城清政君 やはり次は組合を設立して、今、業務代行予定者と協議を進めているということですので、この協定書の締結というのは、この代行者というのは事前の説明を受けたときは、3者いたと思います。これは、この協定書は各社とやるのか、JVみたいな一つとやって、これはおのおの専門分野があるみたいですので、業者のあれを見たら。その辺はどのようにして。組合を設立して進むのかなというイメージなんですが、この協定書は準備組合と協定書の締結というのはやるんですか。いろいろありましたけれども。

○議長 玉城 勇君 まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 仲里 明君 先ほど3者ということですが、3者JVとの契約になるかなと思っております。それで今は準備組合としての、もちろん組合側と業務代行者の中で締結をしていくものだと思っております。組合設立についても、その組合設立の段階で、また新たな締結をしていくというふうな状況になるというふうに聞いております。

○議長 玉城 勇君 11番 宮城清政議員。

○11番 宮城清政君 分かりました。一応、組合と協定書の締結はJVとの締結になるということで、その後いろんな測量設計、いろいろなものが始まってくると、事業計画として、最初の計画からして、具体的には、その3者というのが全国でも専門的な業者みたいですので、その心配はないと思うんですけども、進むということで理解しました。

ところで、地権者は予算関係には負担ありますか。

○議長 玉城 勇君 まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 仲里 明君 お答えいたします。区画整理事業に向けて今取り組んでいる状況ですので、その事業費については、その事業費を生み出すために、地権者の負担というよりも、これからまた換地計画、土地の面積とかそういったものをパートナーのほうで算定というか、こういったものを換地計画を立てていきますので、その段階で事業費が出てくるというふうに理解してまして、その保留地で事業費に充てるような状況ですので、個人からの負担はないというふうに今理解しております。

○議長 玉城 勇君 11番 宮城清政議員。

○11番 宮城清政君 これは組合とJVとの契約が済んで、あとはJVの3者で進めていくということであり、大体の期間とかそういうのを聞かれていますか。どれぐらいで終わるかというのが分かったらお願いします。

○議長 玉城 勇君 まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 仲里 明君 お答えいたします。現段階は、多少はこの辺の時期については前後するかもしれませんが、6年に組合設立をして、それから6、7、8、3年ぐらいで施工を完了して、残りの1年については換地処分等の事務手続があると思いますので、9年をめどに事業完了を予定しているというふうに聞いております。

○議長 玉城 勇君 11番 宮城清政議員。

○11番 宮城清政君 これからいうと、非常に区画整理としては早い進み具合だなというふうに感じております。これは順調だなという印象を受けました。

それでは(2)のほうに行きます。この本部の後原・奥俣原地区については大部分が農用地で、先ほど照屋地区でいろいろ聞いたのは、自分の頭では本部地区もそういうあれができるのかなというイメージがあったものですから、それでいろいろこれまでの、どういう具合で組合方式まで持っていたのかというのを知りたくてこの質問をしております。答弁でも関係地権者の意向、機運の高まりが必要ということでもあります。土地区画整理事業をやるには確かにそうだと思いますが、今すぐはできないかもしれないんですけども、津嘉山北地区があり、また自動車道の南地区、北地区、いろいろ計画も今からやらないといけないと思います。あと一つ聞きたいのは、今照屋地区の区画整理で町の役割、関わり、今現在のどんな感じ。例えば職員は1人これのためにいるのか。そうじゃなくて向こうに全部任せて、会議等で情報を得て進むのか、その辺はどうですか。

○議長 玉城 勇君 まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 仲里 明君 お答えいたします。町の関わりということについては、3月に準備組合のほうから支援の要請を受けておりますので、以前から支援は、発起人会のときから支援をしてございませぬけれども、事業が完了するまで支援を続けるというふうな方針でございます。内容についても、今どうしてもやっぱり組合側としては技術的なサポートがないと進まないという状況もありますので、町としてはそういったパートナーさんからのいろんな提案事項については、町がその辺のチェックとか内容を精査しながら、3者連携を取りながら今進めている状況でございます。

○議長 玉城 勇君 11番 宮城清政議員。

○11番 宮城清政君 すみません、また最初の質問のほうになっているような感じになってはいますが、町の役割としては、やはりパートナーとの間に入って技術的な面、組合ではみんな素人がやりますので、そういった面で中に入って支援をしていくという形ですよ。この答弁の中で土地区画整理事業が区域として編入が想定されますというふうに答弁されていますけれども、実際、後原地区、奥俣原と分断はされていますけれども、両方あります。実際に可能性としてはどうですか、区画整理として。

○議長 玉城 勇君 まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 仲里 明君 現段階では住民の意向とかそういった状況がまだ分かりかねるところがございますので、その辺の住民の協力とか、どんな町にしていくんだらうとか、いろんな要望等を受けて、それから議員ご承知のとおり北インターチェンジ周辺のまちづくりもございませぬし、両インターチェンジ周辺の取組状況も今進めている状況ですので、すぐできるかということではなくて、今、機運の高まりというふうな回答をしておりますけれども、住民合意の中でどんなまちにしていくんだというところで、協働のまちづくりということを目指している最終合意でございますので、それに向かって、この機運の高まり等も含めて、今後は事業化できるかどうかについてはお答えできるかなというふうには思っております。可能性についてはあるのかなというふうには認識しております。

○議長 玉城 勇君 11番 宮城清政議員。

○11番 宮城清政君 まず、答弁にもありますように、この地権者の意向が大事なかなというふうに思います。この後原の場所においては、以前にも私道があって、行き止まりがあって、そこを町道にしたいという。これは地権者からそういう話があって、役場から来て

らっていろいろ説明をした経緯もあります、この場所、後原の一部なんですけれども、そういう経緯もありますので、そろそろ地権者も高齢化して、なかなか農業関係というのは厳しい状況になりますので、その辺はまずどのように、地権者との、どうしていいか分からないんですけれども、行って話をするのか、集めて説明をするのかとか、全体的な話ですね。前に集めたときは道路の話でしたので、できたらそれからやってもらいたいなど、これは要望します。

次、(3)企業誘致の件なんですけれども、物流総合効率化法、いわゆる物効法と言われている法律ですけども、もちろん都計法、農地法があるので、それぞれのところのいろんな協議も進めながら、これはやっていかないといけないという意味だと受け取りました。兼本ハイツ側、本部の公園から下りてきて、右に後原に行って、印刷団地方面に行って兼本ハイツから下りてくる道、この辺一帯、全部この辺は農用地から除外されていますので、これでも結構面積がありますので、そういう企業が興味を示すというか、実際示している業者もあって、その辺をどうにか誘致して開発できたらなど。要はさっきの区画整理を入れるのか、それともこうやって開発を進めていって、県の農用地除外を広げていくのか、どっちかだと思っているんですよ。そういう観点で一部この地域が、例えば物流の拠点地域とか、そういうふうに業者が考えているのであれば、それができれば検討しても少し考え方も変わってくるのかな。前からこの土地は、後原はやっているんだが、なぜ全然変わらないのと前に質問したときは、県は一部外されているのに、全然開発が見られていないよということを言われたと。1軒だけ今お家が建っていますよね、後原地域にはたった1軒だけ。あれはずっと昔にあの辺は外されているんですよ、30年前なのか40年前なのか。今の役場の職員では誰も分からなかったです、いつこれを外したかというのは。細長く、山手のほうで外れているんですね、町道側じゃなくて、奥のほうで、そこに条件が合って、1軒だけお家がある。だから奥のほうに1軒だけ造られています。その地域がちょうど外れたので、農用地から除外されたので、そこを中心に開発できたら県にも物を言える。頭で質問をしていますけれども、この辺どうですか、企業誘致の件で。

○議長 玉城 勇君 産業振興課長。

○産業振興課長 松本仁志君 お答えいたします。今、清政議員がご質問をされている場所ですね、まずはそうですね、こちらのほうでやりたいという業者さんの話を伺った上で、また聞いた上でどういったことが可

能なのか。そういったものをまた県と可能性について協議していく流れになると思います。以上です。

○議長 玉城 勇君 11番 宮城清政議員。

○11番 宮城清政君 分かりました。もちろんどのような感じでやるかとか、何を考えているかとか業者に聞かないとできないは返事できないと思っておりますので、その辺はそういう企業があれば対応はできるということで今受け取りましたのでありがとうございます。そういった意味で町長、今町長に最後に聞くのが慣例化になっていますので、今のやり取りで土地利用、町長がいつもおっしゃっています土地利用をいろいろ進めたいということは、それから考えると本部の後原とか奥俣原はちょっと僕は異常だなと思っております。津嘉山の区画整理がこっちまで来て、後原、奥俣原まで来ているわけですね。ところがこっちは農用地で、あの区画整理地域の中でアパートやらマンションやらが建っていて、人間も増える、学校も増やさないといけない。そういう状況が生まれてきます。今でも少し、一番今困っているのは中学校なんです。この間、校長先生ともいろいろ話をしたんだけど、これから増えていったらどんな対応をしたらいいかなという話までしていただきましたので、その辺も含めながら、北地区もあります、本部のこっちもあります、南地区も、全体的に土地利用について町長の考えをお聞かせください。

○議長 玉城 勇君 町長。

○町長 赤嶺正之君 宮城清政議員のご質問にお答えをいたします。私の公約の、2期目の公約の一丁目一番地が土地利用の見直しというふうなことでございまして、まさに議員おっしゃるとおり、南風原町の土地を以前から特に第一農薬の背後地をどうするかというのは本当に課題でございまして、以前から考えているといいますか、検討した案件でございまして、確かに農振除外に関しましては一筆除外みたいな感じで、部分的に1軒2軒やったと思うんですけども、そういったような方法ではなかなかからちが明かなくてですね、やはり個別法をクリアするためには面整備を何とかしないといけないということでございまして、この面整備となりますと、一番思いつくのが土地区画整理事業でございまして。あとは地区計画による面整備、開発行為による面整備ということがあるんですけども、基本的には土地区画整理事業がいいのかなというふうに考えております。ただ、津嘉山北土地区画整理事業のメリットといいますか、我々に与えたメリットは土地区画整理事業をやるとこういったふうな利便性の高い都市ができ上がりますよというのを目に見せてくれた

んですけども、いかんせん時間がかかり過ぎているものですから、なかなか踏ん切れないと。そういうことを考えますと、組合施工の土地区画整理事業というのは非常に我々にとっては実行しやすいといえますか、事業化しやすいんじゃないかなというふうに考えているところです。先日、照屋仁士議員にもお答えしたんですけども、やはり土地利用というのは、私は都市的な土地利用、住環境の整備、それから教育、文化行政の集約ですね、それから農用地、生産農地の確保等、そういったふうなしっかりとすみ分けをすることによって我々がイメージしている田園都市になるんじゃないかなと思っておりますので、しっかりした土地利用をすみ分けするということが、具体的にはいろんな手法でもって土地利用を見直していくと。幹線道路沿い、あるいはまた先ほど言いました、ラウンドワンの後ろ側の背後地とか、その辺のもっと高度な土地利用ができないかどうかというのが出てくるわけでございます。それを実際やっていきたいなと思っております。行政といたしましては、やはり専門的な、例えば都市計画、プランニングとか、あるいはまた測量、建築関係は民間の力を借りながら。地権者と民間の間に行政が入りまして、窓口となってしっかり技術的な支援をしていくと。そういったふうな方法が一番望ましいかなというふうなことで、実施やっているのが照屋地区の事業でございまして、議員ご質問の本部地区もそういったふうな状況で進めることができないかなと一応考えているところです。ただ担当からございましたように、いかんせん地権者の意向が一番大事だと僕は思っていますので、基本的には発起人会か何かでもって、我々のこの土地は、この場所はこれでいいのかというふうなことから始まってですね、それについて町にいろいろ相談をしていただければ、我々もそういったふうなことを考えている最中でございまして、一緒になってやりましょうというふうな方法に行ってくればありがたいなと思っておりますので、議員ひとつよろしく願いいたします。以上です。

○議長 玉城 勇君 11番 宮城清政議員。

○11番 宮城清政君 町長ありがとうございます。町長の考え方もほぼ聞いていて、ラウンドワンの後ろというのが、まさに僕が今言っている後原というのはそこなんですね、農用地が外れたというのはそこ。そこでさっき言ったように企業を誘致して開発するのか、それとも区画整理を入れるのか。町としてはこういう二段構えでも対応できるというふうな受け取りましたので、要は地権者の皆さん。地権者ですから、やはり本部の地区の人たちが多地域ですので、その辺はま

た自分も協力して、前に進めるような方向で頑張っていきたいと思いますので、ひとつよろしくお願ひします。以上です。

○議長 玉城 勇君 お疲れさまでした。

以上で本日の日程は、全部終了しました。本日は、これで散会します。お疲れさまでした。

散会（午後2時36分）